

地域共生社会の在り方検討会議（第6回）

令和6年11月26日

資料2

包括的な支援体制の整備、重層的支援体制 整備事業の課題と今後の方向性について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

Ministry of Health, Labour and Welfare

検討の経緯・制度概要

ひと、くらし、みらいのために

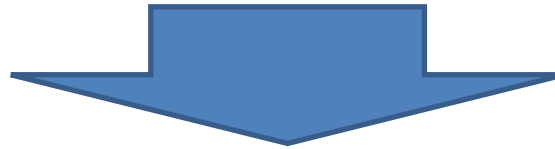


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正（平成30年4月1日施行）

- 社会福祉法に地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。（法第106条の3）
 - （※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容
 - ・ 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
 - ・ 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
 - ・ 支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備
- 包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施



令和2年社会福祉法改正（令和3年4月1日施行）

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行うための「**重層的支援体制整備事業**」を創設し、その財政支援等を規定
 - ＜「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」最終とりまとめで示された方向性（令和元年12月）＞
 - ・ 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）**を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による**包括的な支援体制において、Ⅰ 断らない相談支援、Ⅱ 参加支援、Ⅲ 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**
 - （※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯、ダブルケアなど）、世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）等
- 同改正法の**附則において、法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

平成29年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号））

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制（＊）

（＊）例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。（都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。）

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年（平成29年）6月2日公布。2018年（平成30年）4月1日施行。

令和2年改正社会福祉法の概要（抜粋）

（地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号））

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいと共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

- 1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援** 【社会福祉法、介護保険法】
市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。
- 2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進** 【介護保険法、老人福祉法】
- 3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進** 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】
- 4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化** 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】
- 5. 社会福祉連携推進法人制度の創設** 【社会福祉法】
社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

地域共生社会の実現に向けた取組 (包括的な支援体制の整備、重層的支援体制整備事業)

地域共生社会の実現 (第4条第1項)

地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

地域福祉の推進

(第4条第2項)

地域生活課題の把握、連携 による解決に向けた取り組み

(第4条第3項)

包括的な支援体制の整備

(第106条の3)

市町村に地域の特性を踏まえた、包括的な支援体制(※)の整備に努めることを義務づけ

(※) 地域で支え合う関係性の構築や支援関係機関同士が有機的な連携を行うことができる環境整備等

重層的支援体制整備事業

(第106条の4)

包括的な支援体制の整備の手法の一つとして、市町村において相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業

(任意事業：全国346箇所)

包括的な支援体制の整備 (社会福祉法第106条の3)

- 平成29年社会福祉法改正にて第106条の3を新設し、第6条第2項に規定する地方公共団体の責務の内容を具体化。
 - ⇒ 市町村に、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）を整備する努力義務を課すとともに、体制整備のために市町村に実施が期待される施策を規定。
 - ⇒ あわせて、市町村に実施が期待される施策に関し、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表。

社会福祉法（抄）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
 - 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
 - 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策
- 2 厚生労働大臣は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする前項各号に掲げる施策に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

包括的な支援体制整備にあたっての都道府県の役割

- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、都道府県の役割として、① 広域的な支援・調整が求められるケースの支援実施主体、② 市町村の包括的な支援体制の構築の支援、③ 人材育成・機運の醸成等が規定されている。

社会福祉法 第6条第3項

国及び都道府県は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において第百六条の四第二項に規定する重層的支援体制整備事業その他地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備が適正かつ円滑に行われるよう、必要な助言、情報の提供その他の援助を行わなければならない。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

- 指針の「第六 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援」において、都道府県の役割を以下のとおり規定。

役割	具体的な取組
① 広域での支援や調整が求められる地域生活課題の解決に資する支援を実施する直接の主体	・ 専門的な支援を要する医療的ケアを要する状態にある児童及び難病・がん患者 ・ 身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等 ※ 市町村間や支援機関間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等も含む
② 市町村における包括的な支援体制の構築の取組の支援	管内の市町村の実情に応じて、必要な助言、情報の提供等の援助を行う。 具体的には、 ・ 管内市町村の実態把握や地域分析を行った上で、支援の広域実施や他の事業との一体的実施などに向けた支援 ・ 市町村域を超えた新たな事業の委託先の開拓とその共有
③ 市町村域を越える広域での人材育成や地域共生社会の機運の醸成	・ 包括的な支援体制の構築に係る人材の育成に向けた研修の開催 ・ 先駆的な取組の収集と共有等の人材養成や情報共有の取組 ・ 管内市町村の関係者や地域住民等を広く対象とした勉強会や研修の開催等

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の4、第106条の5）

- 令和2年社会福祉法改正にて第106条の4を新設し、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するための施策として、重層的支援体制整備事業を創設。
 - ⇒ 社会福祉法等に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備。
 - ⇒ 重層的支援体制整備事業を実施する際は、「重層的支援体制整備事業実施計画」を定めるよう努めることとされている。

社会福祉法（抄）

（重層的支援体制整備事業）

第百六条の四 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第一項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

一～五（略）

3～5（略）

（重層的支援体制整備事業実施計画）

第百六条の五 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するときは、第百六条の三第二項の指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項その他厚生労働省令で定める事項を定める計画（以下この条において「重層的支援体制整備事業実施計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

2 市町村は、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、又はこれを変更するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映するよう努めるものとする。

3 重層的支援体制整備事業実施計画は、第百七条第一項に規定する市町村地域福祉計画、介護保険法第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画その他の法律の規定による計画であつて地域福祉の推進に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

4・5（略）

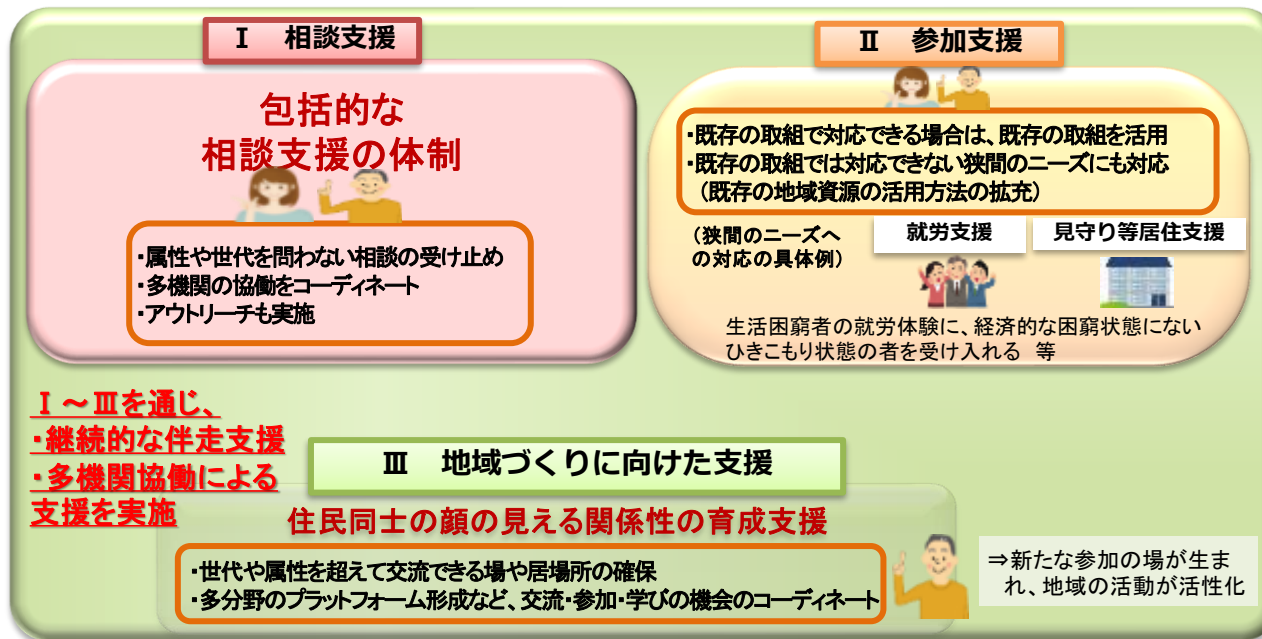
重層的支援体制整備事業(社会福祉法第106条の4)について

- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では**狭間のニーズへの対応**などに課題がある。
(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
- このため、市町村において**属性を問わない包括的な支援体制**を構築できるよう、令和3年度から**重層的支援体制整備事業**を実施。

事業概要

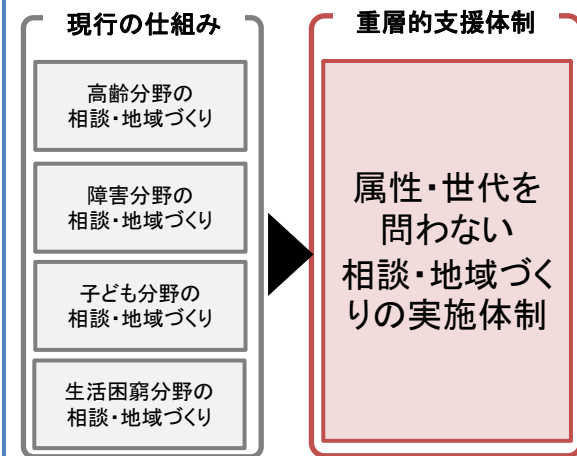
- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施**。
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須。
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**。
- 実施自治体数…令和3年度 42市町村、令和4年度 134市町村、令和5年度 189市町村、令和6年度 346市町村(予定)

重層的支援体制整備事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う**。



包括的な支援体制の整備、重層的支援体制 整備事業の現状と課題

①包括的な支援体制の整備の現状と課題 …… p.13～21

②重層的支援体制整備事業の現状と課題 …… p.22～28

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

包括的な支援体制の整備の現状と課題

ひと、くらし、みらいのために



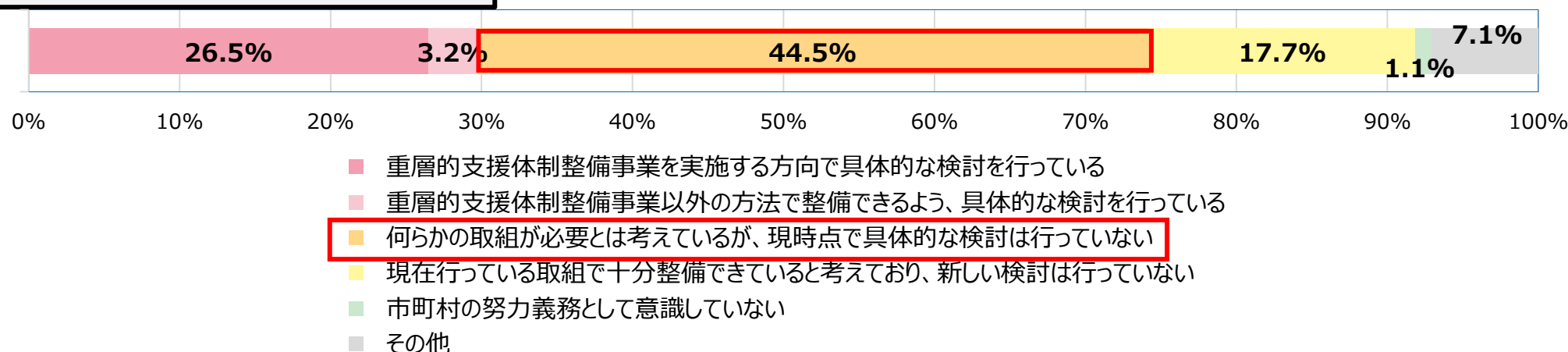
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

市町村における包括的な支援体制整備の検討状況（重層事業未実施市町村）

- 重層的支援体制整備事業未実施市町村における、包括的な支援体制の整備に向けた考え方をみると、「重層的支援体制整備事業を実施する方向で具体的な検討を行っている」が26.5%である一方で、「重層的支援体制整備事業以外の方法で整備できるよう、具体的な検討を行っている」「現在行っている取組で十分整備できていると考えており、新しい検討は行っていない」と回答している約2割の市町村にあっては、重層的支援体制整備事業以外の方法で包括的な支援体制の整備を行うこととしていると想定される。
- 他方、重層事業未実施市町村の約4割の市町村が「何らかの取組が必要とは考えているが、現時点で具体的な検討を行っていない」と回答しており、市町村単独では整備に向けての検討を開始できていないことが想定される。

包括的な支援体制の整備に向けた考え方

n=283（単数回答）



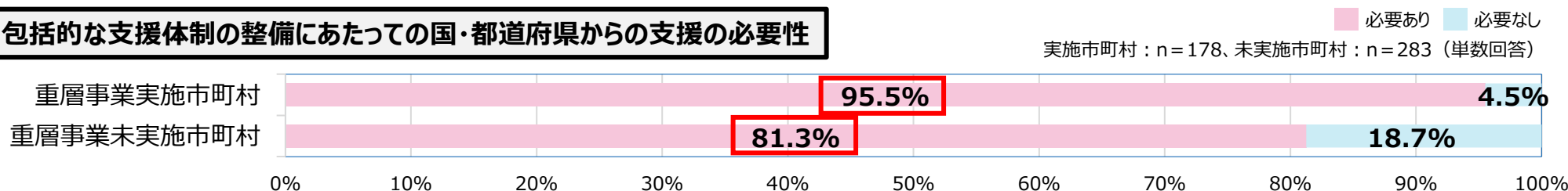
【現在行っている取組で十分包括的な支援体制を整備できていると考える理由（重層的支援体制整備事業以外の手法により整備可能と考える理由）】

- 相談を受けた所管で十分に聴き取りを行い、関係所管につないでいるため。
- これまでも、必要に応じケース毎に関係部署・関係機関間で情報共有を行いながら、対応をしてきているため。
- 民生委員や老人クラブ、及び包括支援センター等の団体の協力により見守り活動が行われており、相談事案等があれば随時情報共有し、庁内や医療機関等を交えて対応する協力体制ができているため。
- 生活保護、障害、高齢、介護、子ども、健康保健の担当課が同じフロアで連携できており、必要があれば情報を共有しながら対応しているため。
- 生活困窮者自立支援会議や地域包括ケア会議、要保護児童対策地域協議会、民生児童委員協議会、社会福祉協議会が主体となった会議体など、既存の枠組みの中で対応できているため。

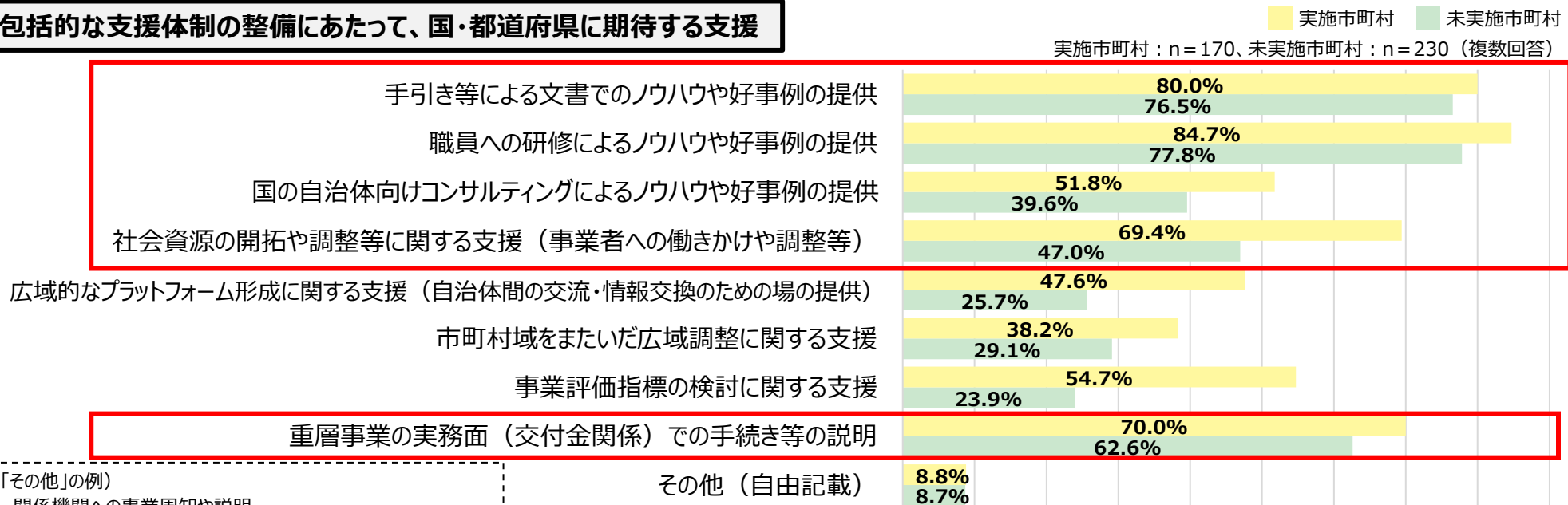
包括的な支援体制の整備に係る市町村の要望

- 包括的な支援体制の整備にあたっての国・都道府県からの支援は、重層的支援体制整備事業実施・未実施に関わらず、多くの市町村が「必要あり」と考えている。
- 国・都道府県に期待する支援の内容としては、体制整備にあたってのノウハウや社会資源の開拓・調整等を求める声が多いほか、交付金関係の実務面についても支援を求める意見が多い。

包括的な支援体制の整備にあたっての国・都道府県からの支援の必要性



包括的な支援体制の整備にあたって、国・都道府県に期待する支援



（「その他」の例）

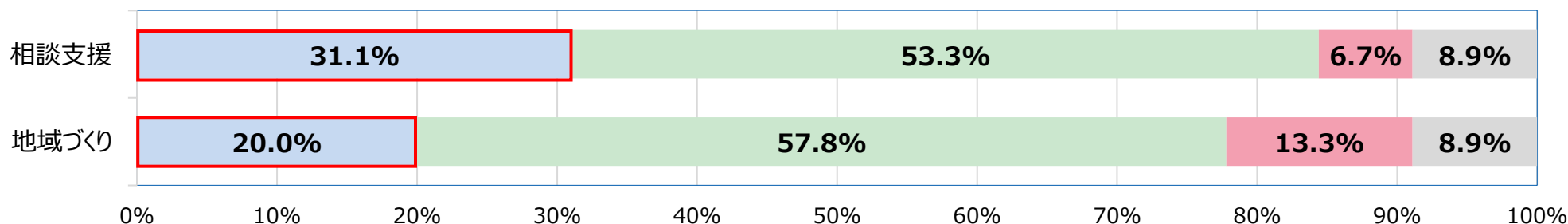
- 関係機関への事業周知や説明
- 重層的支援体制整備事業に関わる可能性のある各分野（福祉部局以外も含む）に対する各省庁からの更なる周知

都道府県による市町村支援の状況 ①

- 都道府県が、包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況をどれくらい把握しているかみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「重層的支援体制整備事業・重層的支援体制整備事業への移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している」が最も多かった（それぞれ53.3%、57.8%）。
- 他方、「重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している」は、相談支援において31.1%、地域づくりにおいて20.0%にとどまっている。

包括的な支援体制の整備に向けた各市町村の取組状況の把握

n=45（単数回答）



- 重層事業・移行準備事業の実施の有無にかかわらず、各市町村の包括的な支援体制の整備に向けた取組状況を把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村の取組状況は把握している
- 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、取組状況までは把握していない
- その他

（その他（自由記述））

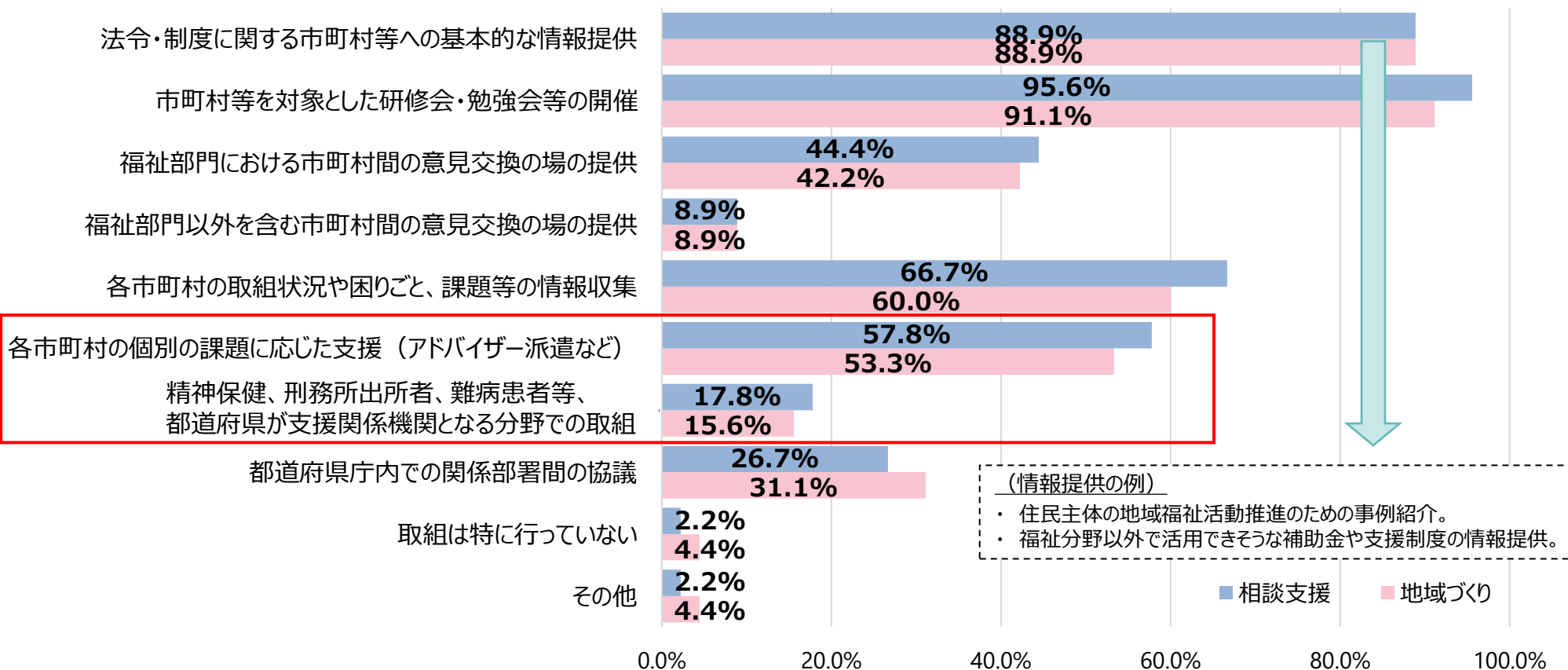
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、自治体数も多く、各自治体における取組状況を正確に把握することは難しい。
- ・ 重層事業・移行準備事業を実施している市町村名は把握しているが、そのすべての市町村の取組状況は把握できていない。
- ・ 重層事業は取組状況を把握しているが、移行準備事業は把握できていない。

都道府県による市町村支援の状況 ②

- 都道府県が、各市町村での包括的な支援体制の整備のためにどのような取組を行っているかをみると、相談支援・地域づくりいずれの観点でも、「市町村等を対象とした研修会・勉強会等の開催」（95.6%、91.1%）や「法令・制度に関する市町村等への基本的な情報提供」（ともに88.9%）が多かった。
- 他方、「各市町村の個別の課題に応じた支援」や「都道府県が支援機関となる分野での取り組み」などの具体的取組は、約半数ないしは、20%以下であった。

都道府県が、各市町村での包括的な支援体制の整備のためにやっている取組

n=45（複数回答）



包括的な支援体制の整備に関する都道府県の課題認識の例

- 包括的な支援体制の整備にあたって、都道府県からは、例えば、以下のような認識が示されている。

市町村の状況

- ・ 市町村ごとに取り組みの進捗状況が異なっており、抱えている問題も様々であるため、**全体研修により取り組みを推進する段階から市町村個々の悩みを解決する段階に移行しつつある**と感じており、アドバイザー派遣等の取り組みを行い個々の課題の抽出・解決を行っていくことが重要であると考えている。

都道府県の役割

- ・ 市町村でどのような事業を実施しているかを分析・評価（事業アセスメント）するとともに、地域にどのようなニーズがありどのような資源があるのかを調査・分析・評価（地域アセスメント）し、それらを勘案して自治体の事業の実施体制を検討する（新規、継続、組み換え、廃止の検討）ことが重要である。**都道府県としては、市町村が希望する場合に、前述した取組を実施するための支援を行うべきだと考えている。**
- ・ 市町村において、まずは、社協を含む社会福祉法人、NPO法人、任意団体など、地域の多様な主体による取組（社会資源）を把握することが必要だと思われる。その後、必要に応じ、どのような連携、協働が有り得るかなどを関係者間で検討することが望ましい。なお、**都道府県においては、そうした市町村の取組に関して、横展開を図ることや助言を行うことなど、後方支援の視点で継続的に働きかけることが求められると考えている。**

都道府県の状況

- ・ 各市町村がそれぞれの課題と強みをまず把握し、主体的に事業をデザインできるような段取りや進め方の共有に向けた推進活動が重要である。
- ・ まずは、各地域での現在の取組状況を市町村職員とともに確認していくことが重要であることを痛感しているものの、現時点で一部市町村の一部分しか確認できていない。**都道府県においてもマンパワー不足が課題であり、市町村と密に情報共有を図るための人員配置体制等の見直しや委託事業の予算確保などが課題となっている。**

重層的支援体制構築推進人材養成研修・広報啓発事業

- 包括的な支援体制の整備を進めるため、「重層的支援体制構築推進人材養成研修・広報啓発事業」により、市町村(管理職・担当者／委託先・補助先等関係団体)・都道府県に対する研修を実施。

市町村向け研修

- ① 重層的支援体制整備事業未実施市町村向け研修 ⇒ 地域共生社会や包括的な支援体制の整備に係る基本的知識（背景・理念等）を提示。

【前提となる問題意識】	・ 地域共生社会の理念や、包括的な支援体制の整備が求められている背景がわからない。 ・ 包括的な支援体制の整備にあたり、具体的に何をすべきかがわからない。
	・ 担当者・管理職ともに、地域共生社会の理念と社会福祉分野からのアプローチである包括的な支援体制の整備の意義を理解する。 ・ 包括的な支援体制を整備するための手段として、重層的支援体制整備事業が設けられていることや、同事業を実施した場合のメリットを理解する。

- ② 重層的支援体制整備事業実施市町村向け研修 ⇒ 包括的な支援体制を構成する要素をイメージし、2本立てで研修を実施。

仲間づくり編	【前提となる問題意識】	・ 事業を開始したが、関係者との認識合わせや連携に苦労している。 ・ とりあえず総合相談窓口を設置したが、関係課から困難ケースを押しつけられるだけになり、問題が解決できないままになっている。
	【目標】	・ 包括的な支援体制整備の必要性について「腹落ち」している。 ・ わがまちで起きている問題や活かそうな取組等を、重層の理念とともに自分の言葉で語ることができる。 ・ 研修修了後に、庁内外の関係者と協力して取り組みたい施策や構築していきたい仕組みのアイデアを生み出す。
地域づくり編	【前提となる問題意識】	・ 地域づくりをどのように進めればいいのかわからない。
	【目標】	・ 地域づくりの意義やビジョンを持ち始める。 ・ 地域づくりの意義やビジョンを実現するために必要な行動として、住民の願いや課題を知ることから始める必要があると理解し、住民活動や促進するための取組の検討が開始される。

都道府県向け研修

【前提となる問題意識】	・ どのような後方支援を行えばよいのかわからず、都道府県としての支援体制が整備されていない。
【目標】	・ 包括的な支援体制整備における都道府県の役割をイメージできる。 ・ 市町村の実情や課題を把握し、それを踏まえた具体的な直接支援策・後方支援策を検討し始める。 ・ 参加者同士で悩みを共有できる関係性をつくる。

市町村における包括的な支援体制の整備に関する都道府県キャラバンの実施

- 地域共生社会の理念、包括的な支援体制の整備の必要性や重層的支援体制整備事業の活用方法等に係る理解を深める観点から、都道府県が行う研修等において、厚生労働省職員が直接説明・意見交換等を行う「都道府県キャラバン」を実施。
- 令和3年度の開始以降、毎年度半数程度の都道府県から派遣希望があり、令和5年度は22府県への派遣を行った。

令和5年度派遣先

秋田県	山形県	茨城県	栃木県	埼玉県	神奈川県	福井県	山梨県
静岡県	滋賀県	京都府	大阪府	奈良県	和歌山県	山口県	徳島県
香川県	佐賀県	長崎県	熊本県	宮崎県	沖縄県		

都道府県キャラバンによる研修カリキュラム

- 単に包括的な支援体制の整備に係る基礎的な情報を提供するのではなく、研修参加者が、研修修了後、各市町村において、地域生活課題の解決のために包括的な支援体制の整備が重要であることを理解した上で、関係者とともに連携・協働できるような働きかけを行うことができるよう、都道府県の担当者と厚生労働省職員が協議を行い、カリキュラムを決定。
(※) 都道府県からの派遣希望受付の際、以下のカリキュラム例も提示し、上記の観点での都道府県での事前検討も促している。

研修目的	なぜ「庁内連携」を行うのか、日頃の「問題意識」に照らし、実感をもって理解する
カリキュラム	○ 行政説明 ⇒ 地域共生社会－包括的な支援体制の整備－重層的支援体制整備事業の関係性の確認 ⇒ 市町村において、包括的な支援体制を整備するために求められること ⇒ なぜ「庁内連携」を行うのか（庁内連携自体は目的ではない。連携はあくまでも目的を達成するための1つの手段。）
	○ 管内市町村の事例発表 ⇒ 庁内連携のきっかけ：関係部署間でどのような「問題意識」があったのか ⇒ どのように庁内連携を進めたのか ⇒ 庁内連携により、どのように「問題意識」が解消されたのか。 ※ 単に「取組の内容」を伝えるのではなく、「なぜその取組に至ったのか」「取組を進める上で重視したことは何か」といったプロセスを説明。
	○ グループワーク ⇒ 架空の事例・目的等を通じて、庁内連携の意義を理解し、各市町村での具体的な連携方法を参加者同士の対話の中で検討。 ※ 庁内連携に留まらず、地域住民や地域活動団体、民間企業等に、福祉の枠組みを越えて働きかけを行うことも検討できるようにする。

重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業

「生活困窮者自立相談支援事業等の実施について」
(平成27年7月27日厚生労働省社会・援護局長通知)
及び令和6年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
事前協議書より作成

- 社会福祉法第6条第2項及び第3項の規定を踏まえ、都道府県が市町村への必要な後方支援を行うことができるよう、令和3年度より「重層的支援体制構築に向けた都道府県後方支援事業」を実施。
- 同事業実施要綱に定める事業内容、令和6年度予算額・補助率、実施状況は以下のとおり。

事業内容	次の（１）から（７）に掲げる取組のうち、地域の実情に応じて必要な取組を実施するものとする。 <table border="1"> <tr> <td>（１）</td><td>管内市町村の庁内庁外連携促進のための支援や都道府県庁内庁外連携会議の開催</td></tr> <tr> <td>（２）</td><td>市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築</td></tr> <tr> <td>（３）</td><td>市町村圏域を超える広域支援体制の構築、都道府県内における法律等の専門家派遣、市町村の重層的支援体制構築のためのアドバイザー派遣等の市町村への技術的助言及び支援</td></tr> <tr> <td>（４）</td><td>市町村の重層事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修（市町村職員や専門職等の実践者を対象としたもの）の実施や、地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催</td></tr> <tr> <td>（５）</td><td>重層的支援体制構築のための検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間の連携実態、地域づくり支援に資する社会資源の実態等、重層事業の実施に向けて活用する調査に限る。ただし、地域福祉（支援）計画や重層的支援体制整備事業実施計画の策定にかかる経費は補助対象外とする。）</td></tr> <tr> <td>（６）</td><td>重層事業推進のための周知・広報</td></tr> <tr> <td>（７）</td><td>その他市町村が包括的な支援体制を構築する上で必要な取組</td></tr> </table>	（１）	管内市町村の庁内庁外連携促進のための支援や都道府県庁内庁外連携会議の開催	（２）	市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築	（３）	市町村圏域を超える広域支援体制の構築、都道府県内における法律等の専門家派遣、市町村の重層的支援体制構築のためのアドバイザー派遣等の市町村への技術的助言及び支援	（４）	市町村の重層事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修（市町村職員や専門職等の実践者を対象としたもの）の実施や、地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催	（５）	重層的支援体制構築のための検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間の連携実態、地域づくり支援に資する社会資源の実態等、重層事業の実施に向けて活用する調査に限る。ただし、地域福祉（支援）計画や重層的支援体制整備事業実施計画の策定にかかる経費は補助対象外とする。）	（６）	重層事業推進のための周知・広報	（７）	その他市町村が包括的な支援体制を構築する上で必要な取組
（１）	管内市町村の庁内庁外連携促進のための支援や都道府県庁内庁外連携会議の開催														
（２）	市町村間の情報共有の場づくり・ネットワーク構築														
（３）	市町村圏域を超える広域支援体制の構築、都道府県内における法律等の専門家派遣、市町村の重層的支援体制構築のためのアドバイザー派遣等の市町村への技術的助言及び支援														
（４）	市町村の重層事業への移行促進に向けた取組を支援するための人材養成研修（市町村職員や専門職等の実践者を対象としたもの）の実施や、地域共生社会の実現に向けた気運醸成のためのセミナー、シンポジウム、住民説明会等の開催														
（５）	重層的支援体制構築のための検討に必要な実態調査やヒアリング等の実施（介護、障害、子ども・子育て、生活困窮分野の相談支援機関間の連携実態、地域づくり支援に資する社会資源の実態等、重層事業の実施に向けて活用する調査に限る。ただし、地域福祉（支援）計画や重層的支援体制整備事業実施計画の策定にかかる経費は補助対象外とする。）														
（６）	重層事業推進のための周知・広報														
（７）	その他市町村が包括的な支援体制を構築する上で必要な取組														
令和6年度 予算額・補助率	予算額：154,783千円、補助率：3／4														
令和6年度 実施状況	○ 実施予定都道府県数：45 ○ 事業実施の例：奈良県（※ 第2回「地域共生社会の在り方検討会議」でのヒアリング対象） ⇒ 委託先の奈良県社会福祉協議会に担当職員を配置した上で、以下の取組を実施。 ・ 市町村における庁内検討会議での助言 ・ 重層事業等を実施する市町村に対する、事業構想や展開に係る支援 ・ 複雑化・複合化した課題等、困難な事案への広域での支援体制の構築支援 ・ 市町村間での意見交換会・勉強会、実務担当者レベル対象の研修の開催 ・ 他市町村の包括的な支援体制の整備に係る事例収集、情報提供														

多分野連携・協働の取組（連携通知対象施策一覧）

（令和6年9月30日時点）

- 福祉分野や福祉以外分野との連携・協働を図るため、関係省庁等と連名で通知を発出。
- 市町村におけるそれぞれの所管部署間の相互理解の促進を図ることや、連携が考えられる施策、重層的支援体制整備事業の各事業における連携の具体例等を示し、連携の促進を図っている。

【令和3年3月29日付け】

- ・ ひきこもり支援
- ・ 自殺対策
- ・ 児童福祉制度・DV被害者支援施策等
- ・ 公共職業安定所等
- ・ シルバー人材センター
- ・ 生涯現役促進地域連携事業
- ・ 水道事業
- ・ 保護観察所等
- ・ 地域定着促進事業
- ・ 教育施策
- ・ 子供・若者育成支援施策

【令和3年3月31日付け】

- ・ 高齢者向け施策
- ・ 障害保健福祉施策
- ・ 子ども・子育て支援施策
- ・ 生活困窮者自立支援制度
- ・ 生活保護制度
- ・ 成年後見制度利用促進に係る取組
- ・ 社会福祉協議会及び民生委員・児童委員等

【令和3年4月1日付け】

- ・ 地域若者サポートステーション事業

【令和3年10月1日付け】

- ・ 消費者安全確保地域協議会制度（消費者庁）
- ・ 地域力創造施策（総務省）

【令和3年12月1日付け】

- ・ 地方創生施策（内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局、内閣府地方創生推進室）

【令和4年3月1日付け】

- ・ 農林水産施策（農林水産省農村振興局）

【令和4年6月30日付け】

- ・ 地域循環共生圏（環境省）

【令和6年6月24日付け】

- ・ 孤独・孤立対策（内閣府孤独・孤立対策推進室）

【令和6年7月18日付け】

- ・ 犯罪被害者等施策（警察庁）

重層的支援体制整備の現状と課題

ひと、くらし、みらいのために

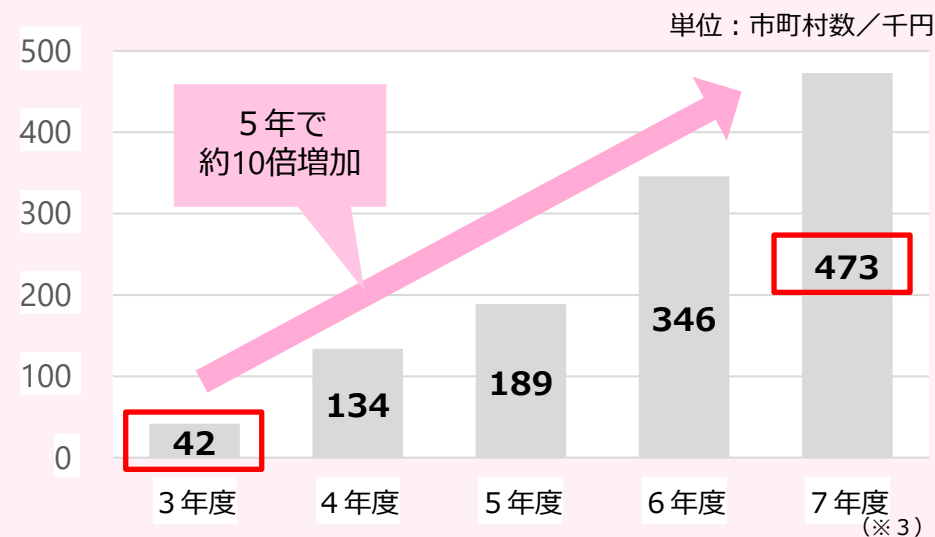


厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施状況等

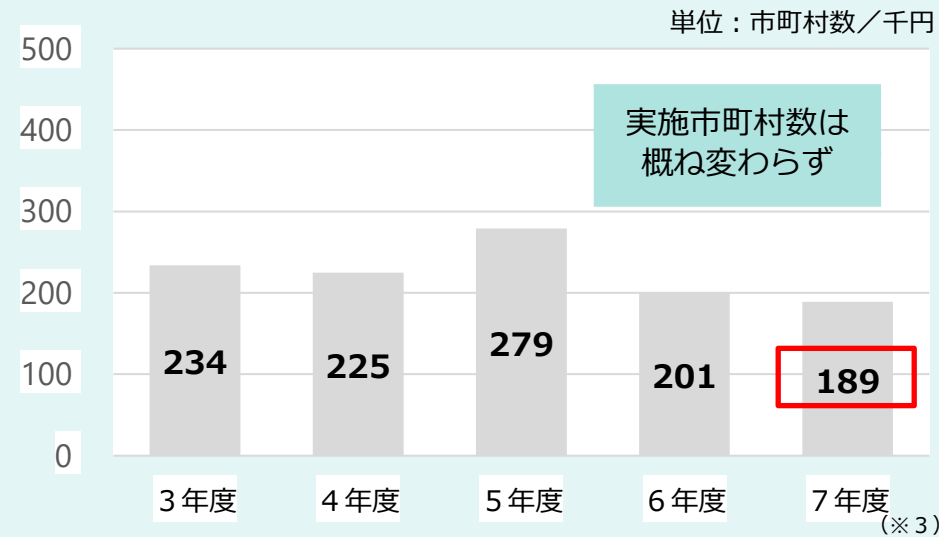
- 令和7年度重層的支援体制整備事業実施予定市町村は473市町村であり、制度が開始された令和3年度の実施市町村数（42市町村）と比較して、約10倍になった。これに伴い、重層的支援体制整備事業のうち、多機関協働事業等の予算額も約7倍（令和7年度概算要求額：6,600,526千円、令和3年度予算額973,260千円）となっている。
- また、令和7年度重層的支援体制整備事業への移行準備事業（※1）の実施予定市町村数は189市町村であり、今後同事業の実施を経て、重層的支援体制整備事業を開始するものと想定される。

重層的支援体制整備事業実施市町村数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額 (※2)	973,260	2,699,933	2,748,774	5,280,619	(※4)

重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村数の推移



	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額 (※3)	3,668,895	2,760,000	2,760,000	1,010,450	(※5)

（※）重層的支援体制整備事業／重層的支援体制整備事業への移行準備事業実施市町村数：厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室調べ

（※1）同事業は、重層的支援体制整備事業に移行するための試行的な事業という性格を有しており、重層的支援体制整備事業事業の施行から一定期間が経過し、重層的支援体制整備事業の実施事例が数多く報告されてきていることから、令和7年度末をもって終了予定。

（※2）重層的支援体制整備事業のうち、同事業固有の事業である多機関協働事業等の予算額に限る。（※3）令和7年度は見込値

（※4）6,600,526千円（概算要求額）（※5）921,375千円（概算要求額）

重層的支援体制整備事業 実施にあたってのプロセス①（指針の規定）

- 指針において、重層的支援体制整備事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを規定。
- あわせて、事業開始後も支援体制全体の状況把握や地域分析の上で、意見交換を継続し、見直しを図っていく重要性も規定。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針

二 包括的な支援体制の整備に向けた検討プロセス

重層的支援体制整備事業を実施する際には、市町村は、当該事業の下での体制整備の方針や、体制整備を進める際の具体的な工程等について、地域住民や支援関係機関と議論を行い、意識の共有を図ることが重要である。このため、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、支援関係機関をはじめとする庁外の幅広い関係者とも議論を積み重ねること等が求められる。また、重層的支援体制整備事業開始後も支援体制全体の状況の把握や地域分析を随時実施し、それらをもとに支援関係機関等での議論や意見交換を継続し、より適切な支援体制の整備を目指して見直しを行っていくことも必要である。当該支援体制の見直しに当たっては、第五の三の重層的支援体制整備事業実施計画の見直しと併せて実施し、計画上で「見える化」を図ることも効果的である。

三 重層的支援体制整備事業実施計画

実施市町村は、法第百六条の五の規定に基づき、本指針に則して、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、当該事業の提供体制に関する事項を定める重層的支援体制整備事業実施計画(法第百六条の五第一項に規定する重層的支援体制整備事業実施計画をいう。以下同じ。)を策定するよう努めることとされている。

重層的支援体制整備事業の実施に当たっては、包括的な支援体制の整備に向けた各実施市町村の方針について、地域住民や支援関係機関と議論を行うプロセスに意義があることから、重層的支援体制整備事業実施計画の策定過程を通じ、地域住民が抱える課題を踏まえ、地域住民や支援関係機関と議論を行い、事業実施の理念や目指すべき方向性についての認識の共有を図ることが重要である。

また、重層的支援体制整備事業に対する補助は、既存事業に係る国及び都道府県の補助を交付金として一体で交付することとしているが、当該交付金を適切に執行するためにも、各分野の支援関係機関が事業実施に関して共通の認識を持った上で重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、当該計画に基づく事業実施を行い、評価・検証を行い、その結果を踏まえ必要な見直しを行うといったPDCAを実施することが重要である。

このように、重層的支援体制整備事業実施計画は、法律上は実施市町村の努力義務とされているが、本指針の内容及び策定ガイドラインの内容を十分踏まえ、策定を進めることが望ましい。

○ 重層的支援体制整備事業実施要綱において、同事業の実施にあたっては、実施に向けての「プロセス」が重要であることを明示。

1. 重層的支援体制整備事業実施に係る心構え

- ・ 重層的支援体制整備事業においては、市町村内の各種施策に係る支援関係機関等が相互に連携し、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築していくことが重要。このためには、地域住民や支援関係機関等との間で意見交換や対話を繰り返し、目的意識を共有するといったプロセスが必要不可欠。他方、このプロセスを経ぬまま、重層事業に必要な形式的要件を具備することや、支援会議や重層的支援会議の設置を優先すると、関係者の負担感ばかりが増幅し、体制構築が進まず、実際にも以下のような事例が報告されている。
 - ・ 会議体を開催してはみたものの、その場限りの関係性にとどまってしまう、連携・協働の体制として発展していかない。
 - ・ 重層事業を構成するすべての取組の実施に至ったものの、各分野別個の支援に留まっており、支援ニーズを踏まえた新たな発想が生まれない。
- ・ 重層事業とは、既存の業務の総量を減らすための仕組みではなく、支援関係機関単独では対応が難しいケースに対し、各機関等が本来の機能を発揮し、また、住民主体の地域活動や地域における社会資源とも関わりながら、「チーム」として支援していく仕組みである。
- ・ 各市町村における重層事業の担当部署・担当者は、既存の支援の関係機関等を支援するいわゆる「支援者支援」の機能を担うべきであって、個別の対象者への支援や、地域活動を一手に担ってしまうことは、決して望ましくない。特に、いわゆる「支援困難ケース」の担当部署となり、担当者が孤立し疲弊するような状況になってしまうと、重層事業本来の意義が失われる結果となりかねないことに留意が必要。全ての市町村では、こうした点を十分に認識し、庁内における組織的な検討作業、庁外の関係者との関係性づくりのいずれにおいても、丁寧に合意形成を図ることを旨としてほしい。

2. 重層的支援体制整備事業実施に向けて必要なプロセス

（1）なぜ「わがまち」に重層事業が必要なのかの理解

人口減少が進展し、行政のリソースも減少することが想定される中、将来の「わがまち」において複雑化・複合化した支援ニーズにアプローチしていくためにどのような支援体制や社会資源が求められるのか、検討を経た上で重層事業を実施することが重要。このためには、まずは「わがまち」の目指す将来を想像し、現状の地域活動や住民同士のつながりなども勘案した上で、重層事業を活用して包括的な支援体制を構築することの必要性について、庁内外で理解を得ておくことが必要である。

（2）「重層的」な取組を行うことの合意

体制を構築するためには、まずは庁内外において、以下の観点から「重層的」な取組を行うことへの合意を得る必要があります、これを経ずに実施すると、重層事業により各分野や支援関係機関間の新たな「押し付け合い」が発生してしまうおそれがあることにご留意いただきたい。

- ・ 高齢・障害・子ども・生活困窮を始めとした各分野の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ アウトリーチ、相談支援、参加支援といった一連の支援の相互の重なり合いが重要であること
- ・ 各福祉制度と、住民主体の地域活動等との相互の重なり合いが重要であること

（3）事業のデザイン

重層事業は、（1）及び（2）のような観点を踏まえた上で、地域の実情に応じた事業設計を行うことが重要である。したがって、他地域の先進事例等を単純に取り入れるのではなく、以下のような観点から、市町村が主体的に事業を「デザイン」することが必要である。

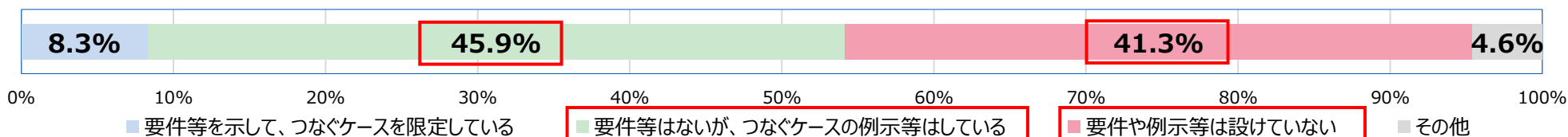
- ・ 庁内の体制を分析した上で、個別支援において連携・協働していくためにどのような組織づくりが必要なのか
- ・ 「わがまち」の強みや、今後活かそうな社会資源等を把握した上で、それらを組み合わせることでのどのような取組が可能か

多機関協働事業の運用状況

- 令和4年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村における、多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況をみると、「要件等はないが、つなぐケースの例示等はしている」が最も多く（45.9%）、次いで「要件や例示等は設けていない」が多かった（41.3%）。
- また、「多機関協働事業で想定していないケースがあがってくる」、「多機関協働事業者のみにケースを任せきりにされてしまう」に「とてもあてはまる」「ややあてはまる」と回答した市町村も一定数存在し、多機関協働事業で想定されている役割を超えて、運用されているケースも想定される。

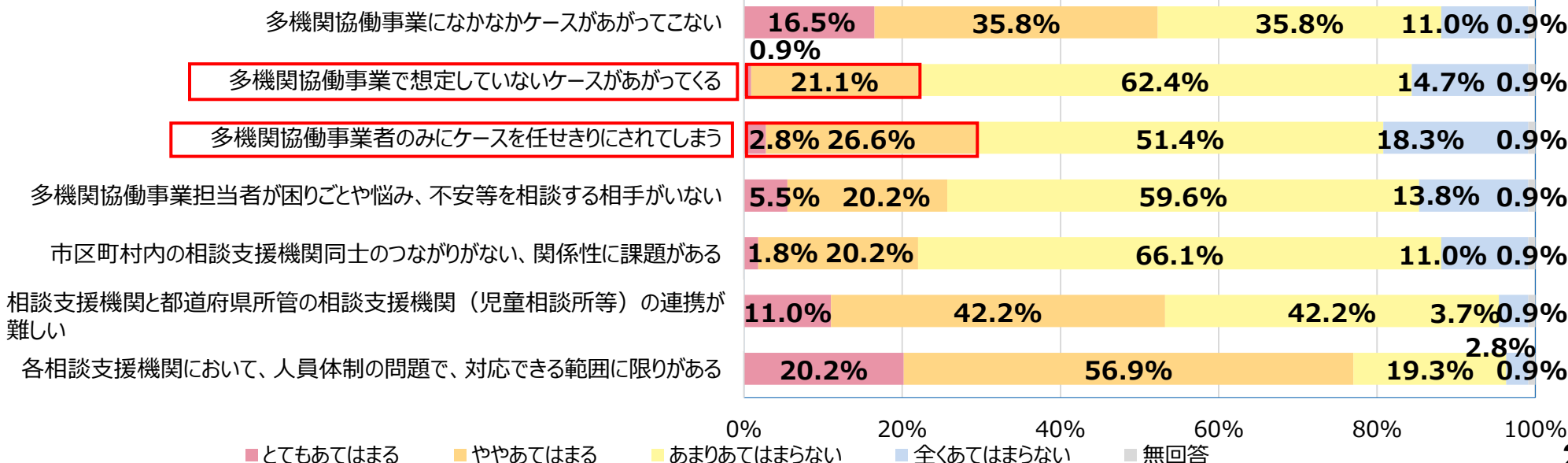
多機関協働事業につなぐケースの要件や例示等の設定状況

n = 109 (単数回答)



多機関協働事業を実施する上での課題

n = 109 (単数回答)



- 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」においては、包括的相談支援事業の各事業だけでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら支援を行うこととしている。その上で、受け止めた課題のうち、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものは、多機関協働事業につなぐことを規定している。

第五 重層的支援体制整備事業の実施に関する事項

一 重層的支援体制整備事業

2 各事業の内容

実施市町村においては、1の目的を達成するために、次のイからホまでに掲げる事業を一体のものとして実施することとする。その際、イからホまでの事業は相互に関連して地域住民やその世帯を支える機能として一体的に実施し、重層的なセーフティネットを構築した上で、当該セーフティネットを更に強化するものとして、二及びホの事業を実施することとする。

イ 包括的相談支援事業（法第百六条の四第二項第一号）
（略）

包括的相談支援事業において受け止めた地域生活課題のうち、(1)から(4)までの事業のうち一の事業のみでは対応が難しいものについては、他の支援関係機関と連携を図りながら、課題解決に向けた支援を行う。また、受け止めた地域生活課題のうち、複雑化・複合化しており、支援を進めるに当たって、支援関係機関間の役割分担が必要と判断したものについては、ホに掲げる多機関協働事業につなぎ、当該事業の調整によって、支援関係機関の連携による適切な支援体制の構築を図る。（略）

ロ 参加支援事業（法第百六条の四第二項第二号）

ハ 地域づくりに向けた事業（法第百六条の四第二項第三号）

ニ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第百六条の四第二項第四号）

ホ 多機関協働事業及び支援プランの策定事業（法第百六条の四第二項第五号及び第六号）

多機関協働事業は、複数の支援関係機関の相互の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業である。

まず、個別の支援においては、一の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した地域生活課題の整理を行い、支援関係間との議論を踏まえて、支援関係機関間の役割分担や支援の方向性を定めることとなる。この役割分担の結果や支援の方向性を表した支援プラン(法第百六条の四第二項第六号)を策定し、支援関係機関間の意識の共有を図ることが求められる。

また、多機関協働事業は、当該役割分担による支援の進捗状況等を把握し、適切な助言や必要がある場合には当該役割分担の見直し等、実施市町村全体の支援関係機関のチームによる継続的な伴走型支援の実施を実現する。さらに、多機関協働事業は、支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図ること等を通じて、新たな福祉サービスその他社会参加に資する取組や支援手法の創出を図っていくことも重要である。

多機関協働事業の役割②（通知における記載）

「重層的支援体制整備事業の実施について」
（令和5年8月8日厚生労働省社会・援護局
長ほか連名通知）より作成

- 重層的支援体制整備事業実施要綱においても、多機関協働事業は「複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役」であり、「重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進める」ための事業であることが明示されている。

（１）目的

・ 本事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況等を把握し、必要に応じて既存の相談支援機関の専門職に助言を行うこと、また、単独の支援関係機関では対応が難しい複合化・複雑化した支援ニーズがある事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定め、支援プランの策定を行う等の取組を通じて、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるとともに、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援することを目的とする。

（３）事業内容

ア 多機関協働事業の基本的な役割

重層的支援体制整備事業は、支援関係機関等からつながれた、複合化・複雑化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行う。

また、本事業は、複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握や、各支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理といった、事例全体の調整機能の役割を果たすものであり、多機関協働事業は主に支援者を支援する役割を担う事業である。ただし、必要に応じて、支援関係機関と連携しながら相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった直接的な支援も行うこととする。

イ 相談受付

複合化・複雑化した支援ニーズを有する等の支援関係機関等による役割分担を行うことが望ましい事例について、相談を受け付けた上で必要な支援を行う。また、支援関係機関の通常の連携体制で解決が可能な相談など本事業において調整を行う必要性が低いと判断される事例が多機関協働事業者につながった場合には、事例の紹介元の支援関係機関等と協議した上で、紹介元に事例を戻すこともあり得るが、この場合においても、多機関協働事業者と紹介元の支援関係機関等は連携した支援体制を整えておくこととする。

ウ アセスメント

多機関協働事業者が本人やその世帯の状態を把握し、支援方針等の検討を行うために必要な情報は、包括的相談支援事業者などの紹介元や日ごろ本人やその世帯に関わっている支援関係機関に依頼するものとする。ただし、多機関協働事業者が直接、本人やその世帯から情報収集をした方が良いと判断した場合は、独自のアセスメントを行うこととする。

カ 終結

本人やその世帯の課題が整理され、支援の見通しがつき、プランによって、支援関係機関の役割分担について合意形成を図ることができた時点で、主たる支援者としての多機関協働事業の関わりは一旦終了するものとする。なお、多機関協働事業による支援終結後は、プランに基づき支援関係機関の中から支援の主担当となる機関（支援担当者）を設定し、その後も本人やその世帯を伴走支援する体制を確保するものとする。

本日はご議論いただきたい事項

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

本日も議論いただきたい事項

- 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の施行状況を踏まえた課題として、どのような点が考えられるか。また、課題に対して、どのような改善方法が考えられるか。

制度運用状況や検討会議におけるご意見等を踏まえ、特に、以下の点についてご議論いただきたい。

- ① (重層的支援体制整備事業を活用せず、)包括的な支援体制の整備を進めている市町村の取組について、どう考えるか。

※ 例えば、包括的な支援体制の整備が基本で、重層的支援体制整備事業は手段という枠組みとしている中で、重層的支援体制整備事業を実施する市町村が大幅に増加している現状について、どう考えるか。

- ② 包括的な支援体制の整備を推進するための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、一部の市町村では整備に向けた検討が進んでいないことや、整備にあたってのノウハウ等を求める声が多い現状について、どう考えるか。
また、市町村においては、相談支援の包括化を進めており、地域づくりまで進めることが難しいという現状について、どう考えるか。
その他、福祉以外分野との連携・協働にあたっては、他分野との連携の必要性の認識不足が解消されない等の現状について、どう考えるか。

- ③ ②の方策を考える上で、都道府県の役割について、どう考えるか。

※ 例えば、現在の都道府県の支援は、市町村への情報提供が中心であり、具体的な支援まではあまり実施していない現状について、どう考えるか。
また、都道府県が支援機関となる分野について、市町村等の支援機関との連携が進んでいない現状について、どう考えるか。

- ④ 重層的支援体制整備事業を実施する市町村が毎年度大幅に増加する中で、質の向上を図り、メリハリのある事業とし、持続可能な制度としていくための方策について、どう考えるか。

※ 例えば、

- ・ 包括的な支援体制の構築や重層的支援体制整備事業の開始にあたって、必ずしも、組織的な検討を経ていない場合や、地域資源やニーズを把握する等のプロセスを経ていない場合がある現状について、どう考えるか。また、定期的なPDCAの実施について、どう考えるか。
- ・ 多機関協働事業について、各相談支援機関に負担感がある中で、その役割を超えて運用されているケースがあることや、市町村によって運用方法にばらつきがある現状について、どう考えるか。
- ・ 多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする方向性について、どう考えるか。

- ⑤ 包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の実施にあたって、地域住民や多様な主体が参画し、地域の特性を踏まえた持続可能な取組としていくための方策について、どう考えるか。

参考：検討会議等におけるこれまでの主な意見要旨①

（１）包括的な支援体制の整備と重層的支援体制整備事業の関係性や実施にあたっての視点

- ・ 共生社会の実現を目指して、地域住民等が協力し、市町村が、包括的に対応する体制を整備する。体制整備のための手段（事業）が、重層的支援体制整備事業。
- ・ 基本は第106条の3（包括的な支援体制）であり、重層はその実現のための1つのツール。
- ・ 包括的な支援体制は、複数の施策をその地域にある多様な取り組み（地域福祉・まちづくり）を、対話を通じて重ね合わせ、そのまちにあった体制として構築していくこと。包括的な支援体制を構築するためには、これまでの枠を超え、対話を通じて、制度と制度、人と人を結びつけるプロセスが必要になる。
- ・ 重層的支援体制整備事業や包括的な支援体制の整備は何のために行うのかしっかり確認する必要がある。地域としてどうしたいのかを考えれば、制度が物神化して押し付けられることはない。
- ・ 重層は地方分権の最たるもの。その分、地域の個性を出せる。
- ・ 市町村には柔軟すぎて難しいのではないか。そういうものを楽しめるタイプはいいが、仕事が決まっていて、このとおりにやらなくてはいけないとか、会議で決めてという感覚でいこうとすると、一体何をすればいいのだろうとなるのではないか。

（２）包括的な支援体制の整備の推進にあたっての課題

- ・ 包括的な支援体制＝相談支援の包括化という範囲にとどまって理解されていることが多い。
- ・ 自治体は、最初に相談支援体制の構築から入ることが多い。地域づくり、参加支援までいくのは難しい。
- ・ どう相談を漏らさずやるかというところにちょっと集中していつている。そもそも3事業、一体化でやるべきところが、例えば相談事業を中心にやっていて、地域づくりまで行っていないとか、そういう自治体さん、多いのではないかなと思う。家族の単位がかわっていきっている中で、地域づくりまでいってない。予防的な観点も重視したほうがよい。
- ・ 地域づくりの取組の課題を確認した上で、ガイドライン等の内容を法令（第106条の3）に反映させることを検討すべきではないか。
- ・ 社会福祉法の中に地域づくり（共創）の視点をきちんと位置づけることが、地域共生社会の位置づけ直しにもつながるのではないか。
- ・ 色んなプラットフォームをつなげていく、中間支援組織のような役割が重要。社協の位置づけを見直していくという方向性で担保していけるのか、法規制にどうつなげていくのか、検討をしていく必要がある。多分野に視野を広げていくことが今後の人口減少社会の中で重要なことは論をまたないわけだが、福祉の軸足をしっかり持っておかないと単なるにぎわいづくりになってしまったり、イベントづくりのようになってしまい、いつの間にか本当に困っている人が置いてきぼりになってしまうということにならないようにするために、地域福祉の中間支援組織の役割をしっかりと位置づける必要がある。
- ・ 多機関協働事業にあるような広い視点で地域づくりのプラットフォームのマネジメントやコーディネートに必要な人材の強化についても検討していく必要があるのではないか。
- ・ 106条の3の指針の「1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援」は、中間支援組織が必要だということを言っているが、必要だというだけでなく、具体的にボランティアコーディネーターの配置などを公的に位置づけていくこと、また福祉関連のボランティアだけではなく各省庁によるボランティア市民活動支援の総合化も求められている。

参考：検討会議等におけるこれまでの主な意見要旨②

（２）包括的な支援体制の整備の推進にあたっての課題（続き）

- ・ 補助金をとって地域づくりの事業をスタートすると、住民との対話の場など自治、共生、連帯ということがないままに、安上がりの事業が増えてきているという現場を全国でみるようになってきた。メニューは増えたが、そこに住んでいる人たちが登場しないとか、プレーヤーは増えたけれども、実際に連携はしていないということを顕著に感じる。対話の場はプラットフォームになるのか、どういう形で描いていくのがいいのかはあるが、議論していく必要がある。
- ・ 106条の3の指針には、「3 地域住民等に対する研修の実施」とあるが福祉教育の位置づけ、福祉の学び、福祉教育を具体的な事業として位置づけていくことが重要になるのではないか。
- ・ 支援の調整をする中間支援の質についても、社会教育なのか分からないが、担保する必要がある。
- ・ 「福祉」の枠を超えた広がりはどう作るか。まちづくりや福祉以外の分野との協働の必要性などの議論が必要。
- ・ 福祉分野以外との連携の意義とか必要性の根拠の一つとして、資源開発があるのではないか。
- ・ 第6条第2項において、今回の成年後見・権利擁護支援のことを考えれば、司法との関係を入れておかないといけないのではないか。
- ・ 第6条を実質的に動かしていくのであれば、第107条（地域福祉計画）に（第1項第○号として）盛り込む事項を考える必要がある。

（３）包括的な支援体制の整備にあたっての都道府県の役割

- ・ 児童相談所や保健所、女性相談支援センターなど、都道府県単位で設置される相談支援機関もある中で、都道府県の役割は、後方支援だけではないのか。
- ・ 都道府県域の支援機関との連携・協働に苦慮している自治体が多い。
- ・ 県がプレーヤーとなるにはまだまだこれからであるが、資源開発、農福連携、住宅政策において役割を果たせるのではないか。

（４）重層的支援体制整備事業の機能・課題

- ・ 重層的支援体制整備事業はサブシステムである。各分野の仕組み・活動がより効果的に機能していくために何をすればよいのかを考えながら、複眼的に見ていくという視点が非常に重要。
- ・ 生活困窮者支援制度と重層的支援体制整備事業は、両者の理念や考え方が共通しているが、両制度が有する機能は異なっている。重層的支援体制整備事業は、困窮制度を含めた各種制度の本来的な機能をより発揮しやすくしたり、包括的な支援体制を整備するための潤滑油であって、メインシステムを下支えする補完的な機能を果たすもの。
- ・ 相談窓口設置の目的化、多機関協働事業への丸投げなども生じており、地域づくりとの連携・協働が図れていない。

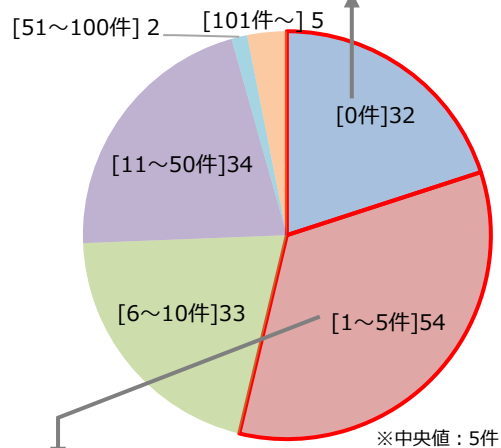
重層的支援体制整備事業②（各事業の実施状況）

- 多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、それがどのように支援実績につながっているかの確認を行ったところ、**いずれの事業についても実績0件の自治体があった**。特に、**多機関協働事業と参加支援事業については、実績0件の自治体が2割程度を占めていた**。実績0件の自治体では、多くが関係機関の連携体制の構築等の観点からは効果があったと回答をしているものの、**体制構築が支援実績につながっていない可能性が高い**。
また、支援実績の中身を見ると、**支援実績が同数であるものの、自治体の規模が異なることから、事業費に大きな差が生じている**ケースもあった。
- 実施自治体の意見の中には、「事業の意義が関係各課等に浸透することにより、分野・立場を超えた支援体制が推進された」という声がある一方で、「重層的支援体制整備事業に移行したからと言って、現場的には何も変わっていない」「これまでの取組や他の事業により、相当する機能は充足している」という声もあった。
- このため、今後も新たに多機関協働事業等を実施する自治体の増加が見込まれる中で、これらの**自治体は予め支援ニーズの把握等を通じて事業実施の必要性を十分に検証することが必要であり、厚生労働省は、適切に助言・指導を行うべき**。

【図1】多機関協働事業における支援実績（重層的支援会議につながれた件数）

（注）有効回答が得られた160先について集計

A市：実績0件／人口107万人／事業費5,019万円

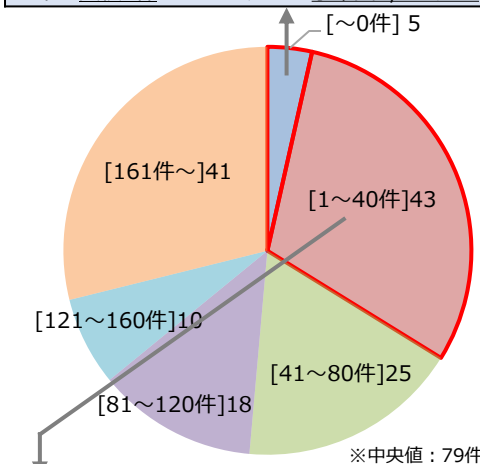


B市：実績5件／人口3万人／事業費539万円
C市：実績5件／人口15万人／事業費2,161万円

【図2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における支援実績（訪問相談件数）

（注）有効回答が得られた142先について集計

D市：実績0件／人口35万人／事業費2,400万円

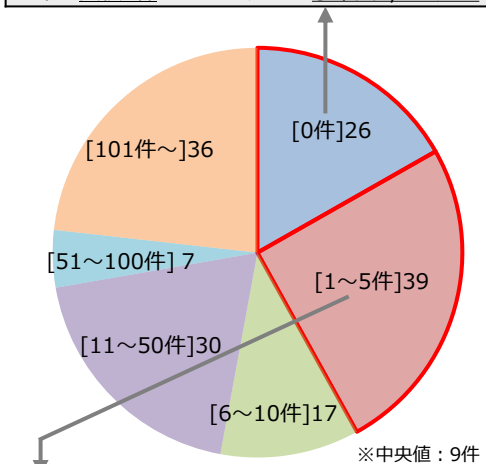


E市：実績35件／人口4万人／事業費228万円
F市：実績35件／人口13万人／事業費750万円

【図3】参加支援事業における支援実績（支援実施件数）

（注）有効回答が得られた155先について集計

G市：実績0件／人口50万人／事業費2,458万円



H市：実績5件／人口3万人／事業費237万円
I市：実績5件／人口11万人／事業費2,525万円

（注）左記の支援実績について、実績0件の自治体においても、

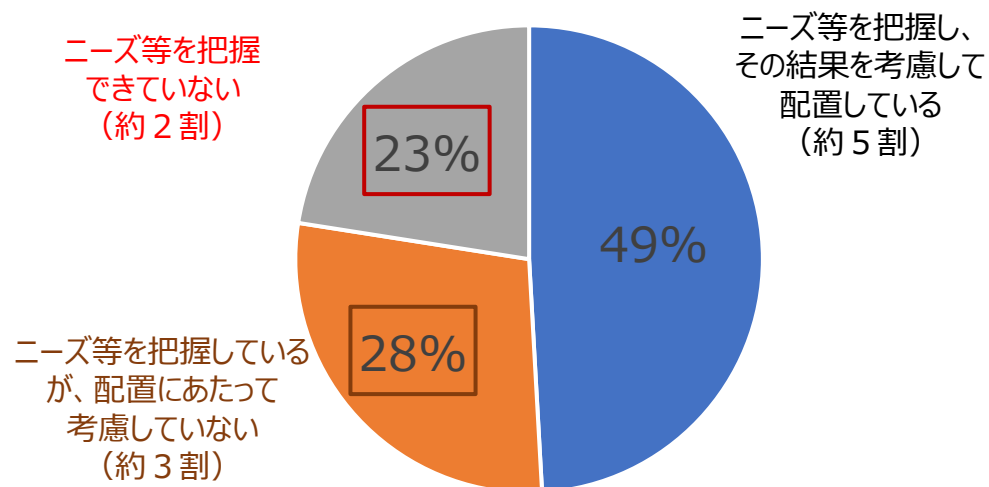
- ・ 多機関協働事業の効果として、「庁内での情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」、「外部の関係機関との情報共有、役割分担、連携による支援がしやすくなった」といった回答が大半の団体からなされていること、
- ・ 参加支援事業の効果として、「新たな社会資源の創出、あるいはそれに向けた情報収集や検討等につながっている」、「関係機関間の信頼関係が深まった」といった回答が半数程度の団体からなされていること

について、留意が必要。

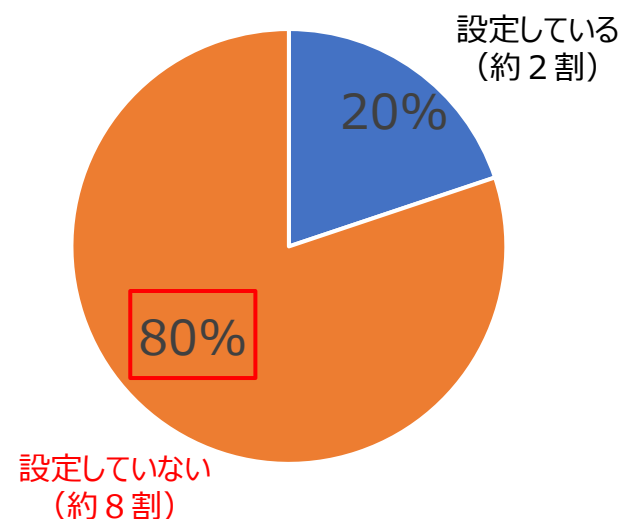
重層的支援体制整備事業③（定量的な目標設定・効果検証）

- 自治体が重層的支援体制整備事業の実施にあたり、支援ニーズの把握状況や定量的な目標設定の状況について確認したところ、
 - ・ まず、自治体が事業対象である地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズを把握し、その結果を支援員等の配置に考慮しているかを確認すると、**支援ニーズを把握しているが支援員等の配置に反映していない自治体が3割程度、支援ニーズを把握していない自治体が2割程度**あった。
 - ・ 多機関協働事業等における事業成果を把握するための定量的な目標を設定しているかを確認したところ、**8割程度の自治体が定量的な目標を設定せずに事業を実施していた。**
- このため、効果的・効率的に多機関協働事業等を実施し、関係機関の連携体制構築等や支援実績に結びつけることができるよう、**自治体は支援ニーズの把握や定量的な目標設定を適切に行うなど、PDCAの取組を確立・徹底すべき。厚生労働省は、そのための支援ニーズの把握方法や定量的な目標設定の考え方などを明確化し助言等を行うべき。**

◆ 支援ニーズの把握状況



◆ 定量的な目標設定の状況



重層的支援体制整備事業④（補助基準の見直し）

- 多機関協働事業等の補助基準は、**人口規模のみに応じて補助**を行うものとなっている。これに対して、**支援実績 1 件当たり事業費について見ると**、人口規模別で同水準になっているとは言えず、**ばらつきが大きい結果**となっている。
- 支援実績が同じでも事業費に差が生じていることも踏まえれば、人口規模のみに応じた補助を行っていることで、**実績に対して過大な補助を行っているケースがある可能性**がある。
- このため、**現行の人口規模のみに応じた補助基準から、支援ニーズや支援実績などに重点を置いた効果的・効率的な補助に改めるべき**。

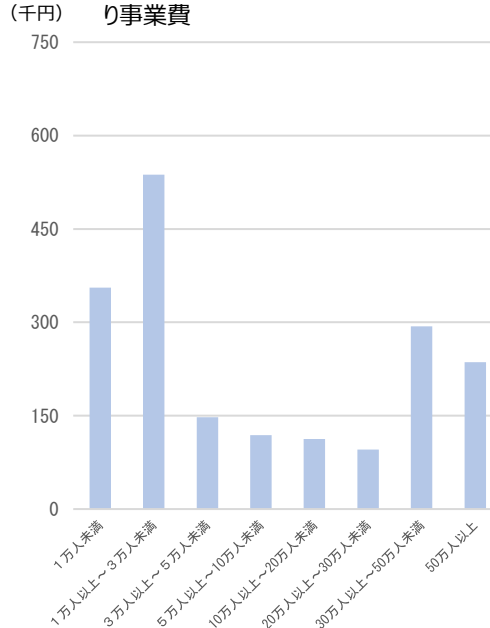
【表 1】多機関協働事業等の補助基準

人口区分	基本額 ※3事業合計
1万人未満	25,300,000円
1万人以上～3万人未満	28,000,000円
3万人以上～5万人未満	31,000,000円
5万人以上～10万人未満	33,800,000円
10万人以上～20万人未満	42,000,000円
20万人以上～30万人未満	50,500,000円
30万人以上～50万人未満	56,000,000円
50万人以上	61,800,000円

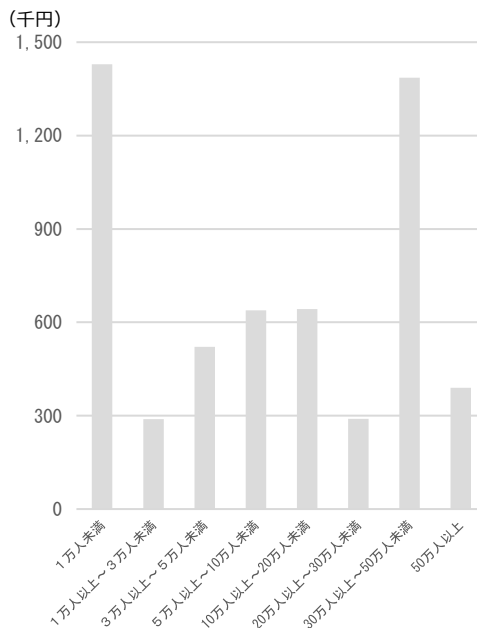
【図 1】多機関協働事業における人口規模別の支援実績 1 件当たり事業費



【図 2】アウトリーチ等を通じた継続的支援事業における人口規模別の支援実績 1 件当たり事業費



【図 3】参加支援事業における人口規模別の支援実績 1 件当たり事業費



重層的支援体制整備事業⑤（より中長期的な在り方）

- 現在、厚生労働省の「地域共生社会の在り方検討会議」において、重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方の議論と並行して、身寄りのない高齢者等への対応など、各分野共通の課題についての議論が行われている。
- また、多機関協働事業等は、関係機関の連携体制構築・対応力向上なども目的としたものではあるが、現状、事業開始直後の対応として、多機関協働事業者が既存の支援関係機関等の役割分担を行い、支援プランを決定している。今後の制度の在り方・発展については、持続性の観点も踏まえ検討する必要がある。
- このため、多機関協働事業による体制構築が進んだ場合の対応として、既存の支援関係機関等が自ら調整して役割分担や支援方針を決定することとする制度の方向性を検討すべき。その際、各分野にまたがる課題への対応がなされる場合は、各分野の役割分担に応じた費用分担を求めることも検討すべき。

◆地域共生社会の在り方検討会議での議論の視点

①地域共生社会の実現に向けた取組について

◆包括的支援体制の整備の現状と今後の在り方について

- ・ 包括的支援体制整備と重層事業の関係性
- ・ 包括的支援体制整備における都道府県の役割

◆重層的支援体制整備事業の現状と今後の在り方について

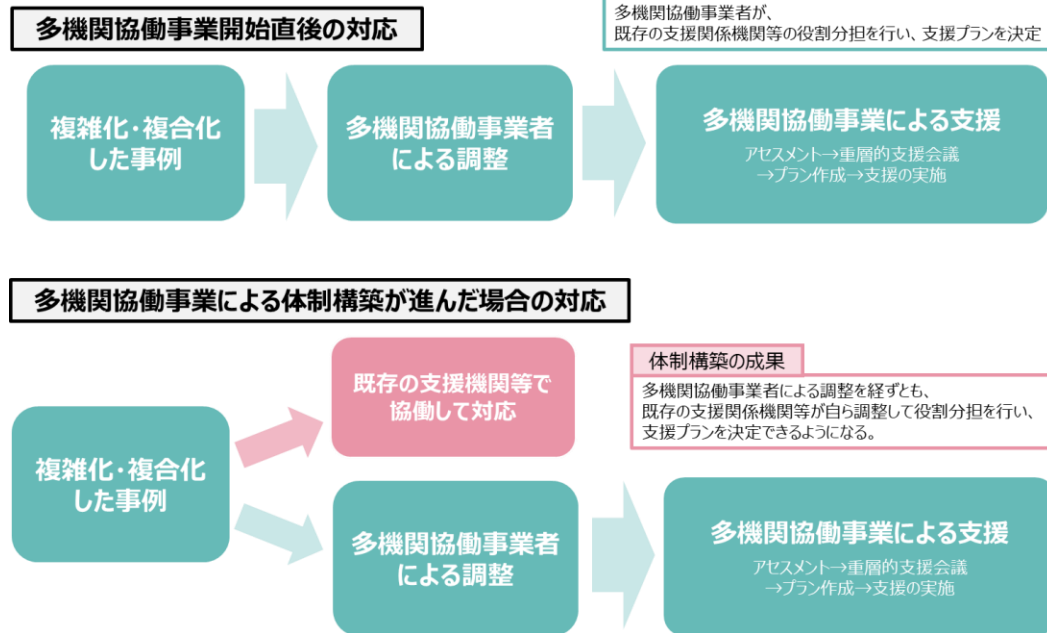
- ・ 重層事業のこれまでの取組状況等の実態把握・効果検証やその方策、財源の在り方を含む持続可能な制度設計

- ・ 生活困窮者自立支援制度と重層事業との関係

◆分野横断的な支援体制づくり・地域づくりの促進等について

- ・ 福祉分野内、福祉分野外の類似施策や関係施策との連携
- ・ 災害時の被災者支援との連携

◆多機関協働事業による体制構築（イメージ）



（出所） 第一回地域共生社会の在り方検討会議（令和6年6月27日）

（注）「地域共生社会の在り方検討会議」では、②地域共生社会における、身寄りのない高齢者等が抱える課題等への対応、③成年後見制度の見直しに向けた司法と福祉との連携強化等の総合的な権利擁護支援策の充実等についても議論。

参考資料

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

地域づくりの課題認識

- 地域づくりの難しさについて、主体が地域住民にあることを指摘する調査内容もある。また、市町村も地域住民との連携や協働に課題を感じているところが多い。その他、相談支援を中心に体制構築をしており手が回らない等の結果もある。

地域づくりの難しさに関する指摘と取組の方向性に関する提案

- 自治体が地域づくりに取り組もうとすると、**難しい側面が二つあります**。
一つは、**相手の顔が見えにくい**ということです。地域づくりは地域が相手のため、一人ひとりの顔が見えにくいので、途端に何をしたら良いのか分からなくなってしまいます。
- **もう一つは、あくまでも主体は地域住民にある**ということです。自治体をお願いして何かをしてもらおうとすると、一時的にはできるかもしれませんが、それが継続することはないでしょう。住民主体を原則としつつ、どう促すかが地域づくりの難しいところです。

※こうした難しさを踏まえ、自治体ができることについて、以下2点のポイントも提示

【自分事と捉えてもらうための仕掛け】

- 一つは、**住民等が自分事と捉えるための仕掛け**です。
- 人と人の距離が近ければ近いほど共感や実感は生まれやすくなります。距離感を縮めるため、**互いの価値観を語り合う場を設けたり、関心のありそうな住民等を集めて、ある程度固定のメンバーで繰り返し話をする**といった工夫も行われていました。また、住民説明会の後に**行政職員と住民等が個別に話をしたり、行政が住民と一緒に汗をかくこと**で、行政と住民等の距離感を縮める努力も行われています。

【既存のつながりに対する価値づけ、支援】

- もう一つのポイントは、**地域に既にあるつながりに対し、価値づけを行い、支える**ということです。地域では、本人は意識していなくても、セーフティネットとしての役割を果たしている住民等がいます。
- この人たちは、**一人で抱え込んでしまわないよう、行政がしっかり寄り添っていきましょう**。また、地縁団体や福祉関係の活動団体・グループだけでなく、**地域に住まう人や事業者にも視野を広げてみると、地域に眠っている社会資源をたくさん発掘できる**かもしれません。

令和5年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業

「社会福祉法第106条の3に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究」

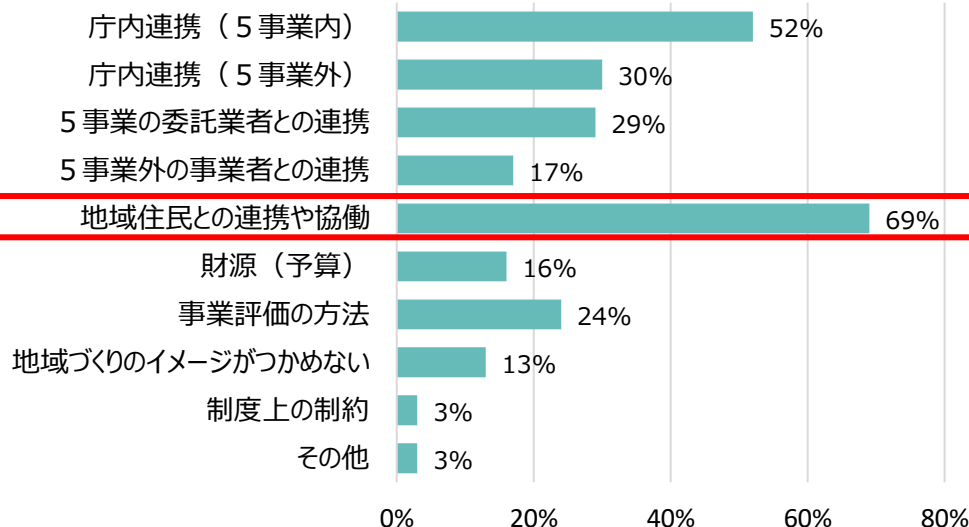
「包括的な支援体制の整備が努力義務になっていることなんて知らなかったという人へのガイドブック

～ 対話と協働による学び合いにより、「本人・世帯中心」の支援を取り戻す ～」

(三菱UFJリサーチ&コンサルティング) (抜粋)

地域づくりに重要と思う課題（市町村の認識）

n=99
(3つまで選択)



(※) 5事業とは、重層的支援体制整備事業の地域づくり事業に含まれる「地域介護予防活動支援事業」「生活支援体制整備事業」「地域活動支援センター事業」「地域子育て支援拠点事業」「生活困窮者支援等のための地域づくり事業」を指す。

○ 令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」
「「地域づくり」推進のための手引き～地域共生社会の実現に向けて～」(株式会社Ridilover)

＜その他の調査結果から＞

- ・ **相談支援（個別支援）を中心に体制構築しており、地域づくりまでなかなか手が回らない**
- ・ 重層的支援体制整備事業の地域づくり事業は、4分野の既存事業で構成されており、新しい取組に挑戦しづらいなどの意見もあった。

令和5年度「重層的支援体制整備事業に関する自治体アンケート調査」
(厚生労働省社会・援護局地域福祉課地域共生社会推進室) (抜粋)

多分野との連携・協働に関する市町村の課題認識と連携分野

- 多分野との連携・協働に関して、市町村からは、「他分野との連携の必要性の認識不足」、「まちづくり部局との連携の必要性」などの課題があげられている。
- 連携先としては、福祉分野が多く、地方創生・まちづくりや商工・農林水産といった分野と連携している市町村は少ない。
(注) 多機関協働事業における連携分野であるため、個別支援の連携先を想定した回答であることに留意が必要。

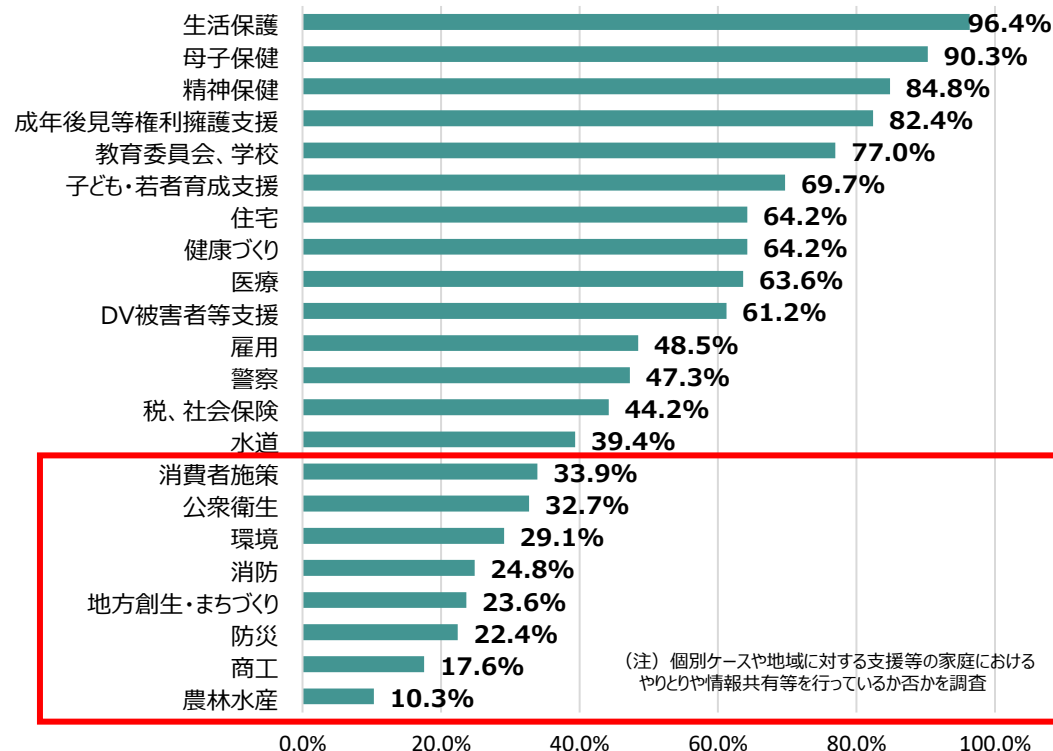
市町村からの主なコメント（調査研究事業より）

- ・ 他分野の課題を知る機会が不足し、**連携の必要性が認識されていない**（業務の縦割り）
- ・ 庁内においてもなかなか縦割り意識が抜けない。
- ・ **重層事業や地域共生社会の担当だけではなく、関係分野の職員が自分の仕事の一部としてとらえ、一体となって包括的な支援体制の整備に向けて取り組める組織づくりが肝なのではないか**と感じている。
- ・ 県や市町村それぞれの行政内でも、**福祉部局だけでなく、まちづくり部局を含めて検討する等様々な部局を巻き込んで地域づくりを進めていく必要がある**。
- ・ **地域資源とのつながりづくり**を苦手とする行政職員は多い。

- 令和4年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた「地域づくり」への取組に関する調査研究事業」
「「地域づくり」推進のための手引き～地域共生社会の実現に向けて～」(株式会社Ridilover)
- 令和6年度 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 社会福祉推進事業
「地域共生社会の実現に向けた分野横断的な地域づくりの手法に関する調査研究」による
都道府県アンケート調査（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）(速報値)

連携している分野

- ・ 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施していた市町村のうち、調査に回答した165市町村において、多機関協働事業で連携や調整を行っている分野とその分野と連携・調整を行っている市町村の割合

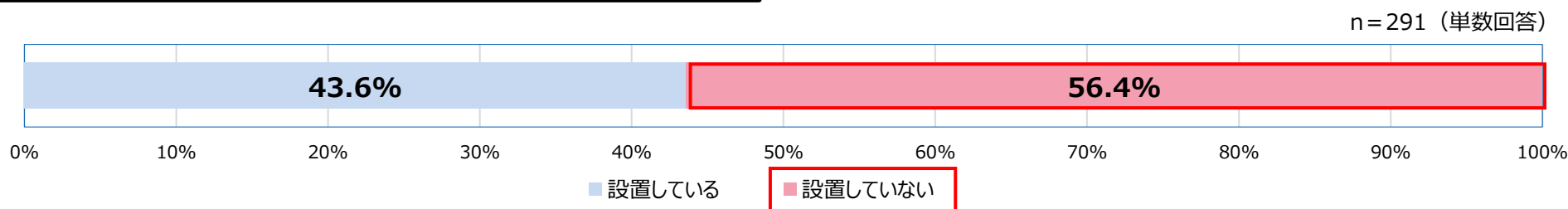


(注) 個別ケースや地域に対する支援等の家庭におけるやりとりや情報共有等を行っているか否かを調査

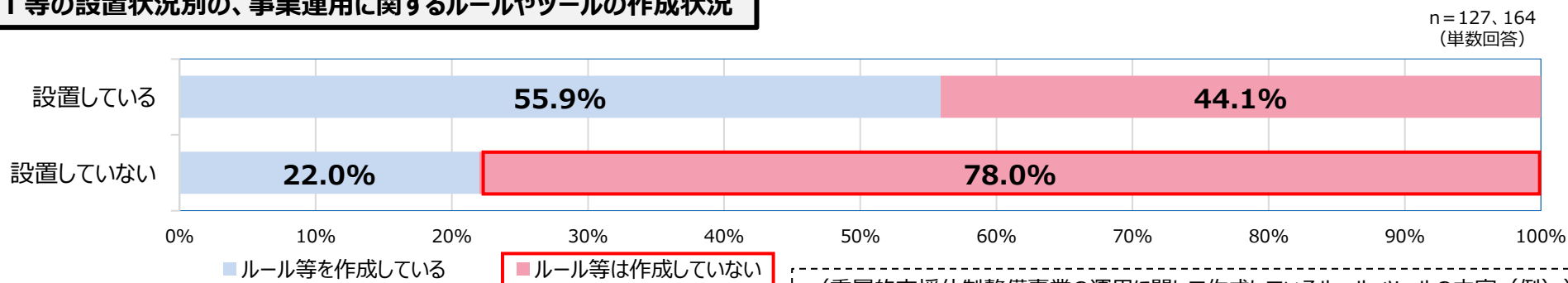
重層的支援体制整備事業 実施にあたっての市町村の取組

- 令和3年度又は4年度に重層事業又は重層事業への移行準備事業を実施していた市町村における、重層事業実施に向けた準備を行うプロジェクトチームやワーキングチーム等の設置状況をみると、「設置していない」は56.4%であった。
- また、プロジェクトチームやワーキングチーム等を設置している市町村が、同事業の運用に関するルールやツールの作成率が高く、設置していない市町村の78.0%がルール等の作成はしていなかった。

重層的支援体制整備事業実施に向けた準備を行うP T等の設置状況



P T等の設置状況別の、事業運用に関するルールやツールの作成状況



(重層的支援体制整備事業の運用に関して作成しているルール・ツールの内容 (例))

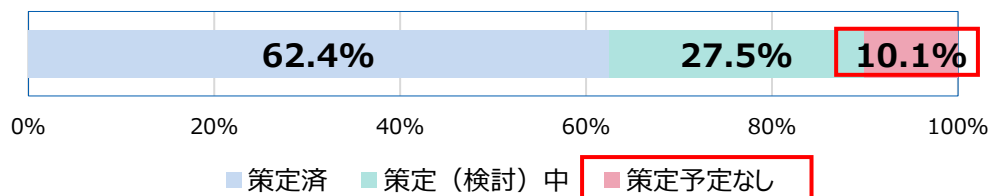
- ・ 事業の全体像や支援の流れを説明した図
- ・ 相談受付・連携シート
- ・ 事務マニュアル、関係機関リスト
- ・ 多機関協働／重層的支援会議・支援会議に関するルール
- ・ 多機関協働事業の対象とするケースの基準

重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

- 令和5年度に重層的支援体制整備事業を実施した189市町村における「重層的支援体制整備事業実施計画」の策定状況を見ると、「策定済」又は「策定（検討）中」は89.9%、「策定予定なし」は10.1%であった。
- 「策定済」又は「策定（検討）中」の市町村であっても、重層事業の「事業評価・見直しに関する事項について」記載している自治体は、65.9%であった。

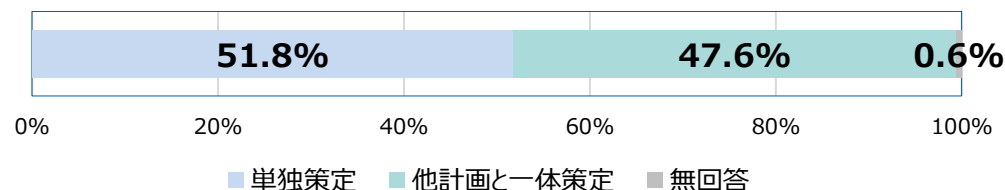
重層的支援体制整備事業実施計画の策定状況

n = 189 (単数回答)



重層的支援体制整備事業実施計画の策定方式

n = 170 (単数回答)



必須記載事項の記載状況

n = 170 (項目ごと単数回答)

相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）について

94.7%

参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数などのような体制で設置するか等）について

96.5%

重層的支援会議の実施方法について

94.7%

支援関係機関間の連携に関する事項について

97.6%

0.0% 50.0% 100.0%

任意記載事項の記載状況

n = 170 (項目ごと単数回答)

重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針について

41.8%

重層事業の事業目標について

53.5%

重層事業の事業評価・見直しに関する事項について

65.9%

0.0% 50.0% 100.0%

包括的な支援体制の整備に関する指針 ①

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」
(平成29年12月12日厚生労働省告示第355号)より作成

- 社会福祉法第106条の3第2項に定める指針として、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年12月12日厚生労働省告示第355号)を策定し、同条に定める施策を具体的に例示。

社会福祉法第106条の3第1項		同条に対応し、指針告示にて定める事項
第1号	地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策	○ 市町村は、「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境を整備するため、次の取組等を実施する。 1 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ⇒ 地域住民が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、地域住民、地縁組織その他地域づくりに取り組む組織等の地域の関係者に対して、必要な働きかけや支援を行う者の活動の支援を行う。 2 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ⇒ 地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うため、地域住民等が気軽に交流を図ることができる場や、地域住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる地域住民の活動拠点の整備を支援する。 3 地域住民等に対する研修の実施 ⇒ 地域生活課題に関する学習会の実施等を通じ、地域住民等の地域福祉に関する活動に対する関心の向上及び当該活動への参加を促すとともに、当該活動を更に活性化させる。 ○ 「住民に身近な圏域」とは、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議して決めていく過程が必要である。例えば、小学校区域、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位など、地域によって異なってくるものと考えられる。 また、地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても考える必要があり、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことや、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、ソーシャル・インパクト・ボンド等を取り入れていくことも考えられる。
	地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策	○ 市町村は、地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制を整備するため、次の取組を実施する。 1 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備 ⇒ 「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備する。地域住民の相談を包括的に受け止める場については、地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が担うことが考えられるが、地域の実情に応じて協議し、適切に設置する必要がある。 2 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知 ⇒ 「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の名称、所在地、担い手、役割等を明確にするとともに、地域住民等に広く周知する。 3 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握 ⇒ 民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、地域生活課題を抱えながらも相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備する。

社会福祉法第106条の3第1項	同条に対応し、指針告示にて定める事項
第2号（続き）	4 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築 ⇒ 「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しい地域生活課題については、法第百六条の三第一項第三号の支援体制と連携・協働し、適切な支援関係機関につなぐことにより、課題解決を行うことができる体制を整備する。 ○ 「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の運営を地域住民が担う場合には、ソーシャルワーカーによる支援が受けられる体制を整備する必要があり、地域包括支援センター等の支援関係機関が対象者を限定せず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う場合には、自らの専門分野に偏ることなく横断的に相談を受け止めることや、相談者が抱える課題だけでなく、その者の属する世帯全体の抱える課題や近隣住民との関係等その世帯全体を取り巻く環境も含めて課題を捉えること等に留意する必要がある。 なお、地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。
第3号 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策	○ 市町村は、「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制を整備するため、次の取組を実施する。 1 支援関係機関によるチーム支援 ⇒ 複合的で複雑な課題の解決のためには、専門的・包括的な支援が必要であり、市町村域における支援関係機関等で支援チームを編成し、協働して支援する。その際、協働の中核を担う機能が必要であり、例えば、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政等の様々な機関が担うことがあり得るが、地域の実情に応じて協議し、適切な機関が担うことが求められる。 2 支援に関する協議及び検討の場 ⇒ 支援関係機関で構成される支援チームによる個別事案の検討の場等については、既存の場の機能の拡充や、協働の中核を担う機関の職員が既存の場に出向いて参加する方法のほか、新たな場を設ける方法も考えられる。 3 支援を必要とする者の早期把握 ⇒ 「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場や、民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、複合的で複雑な課題を抱え、必要な支援につながない者を早期に把握できる体制を構築することが必要である。 4 地域住民等との連携 ⇒ 複合的で複雑な課題を抱えた者への支援に当たっては、公的制度による専門的な支援のみならず、地域住民相互の支え合いも重要であり、地域住民、ボランティア等との連携・協働も求められる。 ○ 誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、そのためには、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組が求められる。 また、支援関係機関等の協働による支援体制の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。

多分野の連携・協働に関する現行の規定

- 第6条では福祉以外分野との連携・協働が規定されているが、包括的な支援体制の整備には特段の規定がない。
- 告示や通知においては、福祉以外の分野との連携・協働については、簡潔に記載されている。

（福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務）

第六条（略）

2 国及び地方公共団体は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めるとともに、当該措置の推進に当たっては、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めなければならない。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」

（平成29年厚生労働省告示第355号）

第四 生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第百五号)第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

二 留意点

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、そのためには、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組が求められる。

また、支援関係機関等の協働による支援体制の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられる。

「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」

〔令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知〕

はじめに ○ 法第6条第2項に規定されているように、いわば、福祉の領域だけではなく、商業・サービス業、工業、農林水産業、防犯・防災、環境、まちおこし、交通、都市計画等も含め、人・分野・世代を超えて、地域経済・社会全体の中で、「人」「モノ」「お金」そして「思い」が循環し、相互に支える、支えられるという関係ができることが、地域共生社会の実現には不可欠であると考えられる。

多分野の連携・協働に関する地域福祉計画上の位置づけ

- 地域福祉計画に関し、社会福祉法第107条第1項第1号に規定する「福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、通知において、福祉以外の様々な分野との連携に関する事項を盛り込むべき旨が記載されている。

社会福祉法（抄）

（市町村地域福祉計画）

第七十条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
 - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
 - 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」

令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知

- 市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項のうち、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」として、「様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項」を明記。

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

1 市町村地域福祉計画 / 2 都道府県地域福祉支援計画

（1）市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 / （1）都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン ①

- 社会福祉法第106条の5においては、市町村は重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。
⇒「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日厚生労働省子ども家庭局長ほか連名通知）において「重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン」でも提示。そのポイントは以下のとおり。

重層的支援体制整備事業実施計画策定の考え方

この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域や地域住民が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。

また、重層事業は、既存制度からの財源と新たな機能の財源が重層的支援体制整備事業交付金に一括化され、当該交付金を活用して関係機関が連携の下で実施するものであることから、支援関係機関が体制整備の方針に納得し、円滑かつ効果的に事業を実施していくためのプロセス・手段として、

- ① 支援関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
- ② 計画に基づいた事業実施
- ③ 事業実施結果の評価・検証
- ④ 実施結果等を踏まえた計画の見直し

といったPDCAサイクルにより、事業を実施していくことが求められる。

従って、法文上は重層事業実施計画の策定は努力義務とされているが、重層事業の真価は、地域の支援関係者等の共通認識のもとで緊密な連携体制が構築されることによって初めて発揮されるものであることを踏まえると、事業を実施しようとする市町村においては、計画策定は必須のプロセスであるとの認識のもと積極的に進めていただきたい。

また重層事業実施計画の策定の際には、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針の内容を十分踏まえることとする。

重層的支援体制整備事業実施計画及びその策定のための本ガイドラインの位置づけ

重層的支援体制整備事業は、法第106条の第1項に規定する市町村の努力義務の具体化の一手法として創設されたものである（略）。
重層的支援体制整備事業実施計画及び本策定ガイドラインは、地域共生社会の理念等の共通部分は、市町村地域福祉計画に記載することとし、重層的支援体制整備事業の実施のために必要な固有の事項に特化した内容としている。

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン ②

重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項

法第106条の5、社会福祉法施行規則第34条の10に掲げる、重層的支援体制整備事業実施計画に盛り込むべき事項は以下のとおり。

①	重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針（事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など）
②	重層事業について、包括的相談支援事業（第106条の4第2項第1号）、参加支援事業（同項第2号）、地域づくりに向けた支援事業（同項第3号）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（同項第4号）、多機関協働事業（同項第5号）のそれぞれの提供体制に関する事項
③	重層事業の事業目標・評価指標（包括的相談支援事業における相談受付件数、参加支援事業の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり事業の拠点数・参加者数・参加機関数など）
④	関係機関間の一体的な連携に関する事項（関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など）

市町村は、関係者間の合意のもと、重層事業実施計画に記載した内容に基づき、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる（特に②の提供体制の事項）。

また、重層事業実施計画の策定プロセスは、既述のとおり、地域の支援関係者等での理念の共有をはじめとして、地域の支援ニーズの把握、重層事業実施体制の検討など、重層事業の適切かつ円滑な実施の基盤となるものである。

しかしながら、①から④までの記載事項に係る議論について網羅的かつ十分に実施するためには、相当の時間がかかることが想定される。

従って、**重層事業開始時の計画への必須の記載事項は、市町村において重層事業の事業費を見積もる際の基礎情報となる以下の事項等とする。**

（必須の記載事項）

- ・ 相談支援機関、地域づくりに向けた支援事業の拠点等の設置箇所数、設置形態（基本型、統合型、地域型）
- ・ 参加支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の実施体制（委託の有無を含む実施主体、配置人数などどのような体制で設置するか等）
- ・ 重層的支援会議の実施方法
- ・ 支援関係機関間の連携に関する事項

このほか、**地域での議論に時間を要すると思われる以下の記載事項については、重層事業の開始時点においては、任意の記載事項とする。**

（任意の記載事項）

- ・ 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針
- ・ 重層事業の事業目標
- ・ 重層事業の事業評価・見直しに関する事項

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン ③

市町村行政内部の計画策定体制

市町村行政全体での認識の共有と取組が不可欠であり、関係部局が一堂に会した重層事業の整備のあり方及びその計画策定のための検討会を開催したり、部局を横断した職員による重層事業実施計画策定のためのプロジェクトチームを立ち上げるなどの協議体の構築が求められる。

当該協議体のメンバーとしては、重層事業を所管する課の職員、介護、障害、子ども・子育て、生活困窮支援の重層事業に包含される既存事業を所管する課の職員、重層的支援体制整備事業交付金の予算や執行を管理する課の職員、他の支援や地域づくり関係の事業を所管する課の職員（例 若者支援、ひとり親支援、まちづくり、地方創生など）、分野横断の政策のとりまとめ課（例 総務企画課）などが考えられる。

地域全体の関係者での計画策定体制

重層事業の実施による包括的な支援体制の整備や、地域の重層的なセーフティネットの構築を進めていくためには、市町村行政内部のみならず、地域の関係者全体による地域共生社会に対する理解や意識の醸成や、地域共生社会の実現に向けた取組への主体的な参画・協働の場づくりが重要である。従って、重層事業実施計画の記載事項の中でも、特に「重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉に関する基本方針」や「重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標」など、中長期の事業構想や地域の姿を視野に入れた幅の広い議論が求められる項目については、地域住民・地域の支援関係機関・支援団体・市町村職員などをメンバーとする協議体の設置に努める必要がある。

計画策定体制の留意点

重層事業実施計画と他の計画の調和を図る方法としては、他の福祉に関する計画と検討や見直しの時期をそろえることや、他の福祉に関する計画を一体的な計画として策定すること、地域福祉計画策定委員会を活用して策定すること、他の福祉に関する計画の策定委員や関係者等に意見をもらう等が考えられる。

また、重層事業を活用して包括的な支援体制の整備を推進していくために、その推進に係る内容を市町村の総合計画の中に盛り込んでいくことも一つの方策として考えられる。

ニーズ調査の必要性

重層事業のあり方やその計画の内容に関して十分な検討及び議論を行うためには、市町村において、地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）、必要とされるサービス量の調査、提供されているサービスの点検等により、地域生活課題を踏まえた支援（サービス）の必要性、緊急性を明らかにする必要がある。

市町村のニーズ調査を支援するため、都道府県においては広域で独自のニーズ調査を実施することや、先行する市町村のニーズ調査等の事例を積極的に紹介することが必要である。

重層的支援体制整備事業実施計画の策定ガイドライン ④

計画の策定過程を活用した地域住民への働きかけ

地域生活課題をきめ細かに発見することは、地域社会においてのみなし得ることであり、これを解決する方途を見だし、実行することもまた地域社会でのみ可能である。そのためには、地域住民等の主体的参加が欠かせないものであることを、まず地域住民等に伝えることが重要である。

地域住民等の参加を得るためには、情報の提供が極めて重要であり、情報を確実に伝えるための工夫が必要となる。例えば、地域の実情や必要に応じて外国語や点字、インターネット等の多様な媒体による情報提供も考えられる。また、地域住民のうち、より多くの支援を必要とする者ほど、情報が円滑に伝わらないことが考えられるため、特にこうした者に対する情報伝達に気を配る必要がある。

こうした活動によって、地域住民等や支援を必要とする者自身が地域生活課題に関する調査（いわゆる「ニーズ調査」）に参加したり、支援を要する者その他の住民等との交流会に参加したり、さらには、市町村内の地区ごとの現状をデータとして把握すること等により、地域生活課題を自ら明らかにし、解決に向けて活動する気持ちを醸成することが何よりも重要である。その際、介護保険法による生活支援体制整備事業で実施されている協議体、その他まちづくりのための協議会等の既存の仕組みを活用していくことも考えられる。

このような地域住民等による問題関心の共有化への動機付けを契機に、地域は自主的に動き始めることとなる。こうして地域住民等が、地域社会におけるより多くの地域生活課題にも視野を広げ、自ら主導的に活動し続けることが地域福祉の推進につながっていく。

計画期間、評価及び公表等

上記の計画の必須の記載事項の変更が見込まれる場合には、該当の体制が変更となる事業年度に間に合うように、見直しに向けた議論を開始することが必要である。

任意の記載事項については、市町村毎に約3年～5年程度で設定するPDCAのスパン（重層的支援体制整備事業交付金の事業実績に基づく検証年度）に合わせて、実施計画見直しの議論を行うことが想定される。

なお、支援体制に係る関係者間の議論・調整は恒常的・継続的になされるべきものであり、この議論に基づく必要な見直しを妨げるものではない。市町村ごと、その必要に応じて柔軟に実施いただきたい。

市町村は、計画の実施状況を毎年定期的に点検することとし、このためには、例えば地域福祉計画と合わせて「計画評価委員会」による計画の進捗管理を含む評価体制を確保するなど、計画策定時点から評価の手法をあらかじめ明らかにしておく必要がある。

この「計画評価委員会」は、重層事業実施計画の策定・実施との継続性を確保するために計画策定のための協議体と同一の委員とすることも考えられる。なお、計画評価委員会においては、苦情解決やオンブズパーソン等の外部評価情報をも積極的に評価の参考とすることが望まれる。

なお、評価の際には、相談件数等の定量的な変化やうまく進んでいないことのみに着目するのではなく、支援を必要とする者や支援者等、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携がどれほどまでに動くようになったのか等、直接的な成果として得られてきたものやその広がり（影響）にも着目し、そこを伸ばしていくという視点も重要である。

包括的な支援体制の整備や重層的支援体制整備事業の活用に係る手引き

- 補助事業により、市町村等に、地域共生社会の実現・包括的な支援体制の整備が求められる背景やそれを踏まえて市町村に求められる取組、包括的な支援体制の整備に向けた重層的支援体制整備事業の活用や評価方法を提示する手引きを作成。

令和2年度

令和2年度 厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

重層的支援体制整備事業に関わることになった人向けガイドブック



<目次抜粋>

- 重層的支援体制整備事業の時代背景と意味
- 事業全体をどうデザインするか
 - － 事業が対象とする範囲を意識する
 - － 事業の前後で何がかわるのか
 - － 国の説明資料を見ながらどのようにデザインするか

令和3年度

令和3年度 厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
（特定非営利活動法人 全国コミュニティライフサポートセンター（CLC））

重層的支援体制整備事業における評価活動のすすめ - 所管課エンパワメント・ハンドブック



<目次抜粋>

- なぜ、事業を導入する段階で「評価活動」なのか
- 「重層的」を「体制整備」から捉え直す「A + B + Cモデル」
- 重層的支援体制整備事業の評価枠組みと方法
- 重層的支援体制整備事業の一体化・横断化の推進方法

令和4年度

令和4年度 厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

重層的支援体制整備事業を検討することになった人向けガイドブック 重層的支援体制整備事業を始めてみたけどなんだかうまくいかない人向けガイドブック



<目次抜粋>

- 重層的支援体制整備事業はわがまちに必要なのか
- 重層的支援体制整備事業の検討にあたって、何から始めるべきか
- 包括的支援を機能させるためには
- 多機関協働事業の継続的な発展のために
- 自治体の状況に応じたデザインの考え方

令和5年度

令和5年度 厚生労働省生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（社会福祉推進事業）
（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）

包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務になっているなんて知らなかったという人へのガイドブック

－ 対話と協働による学び合いにより、“本人・世帯中心”の支援を取り戻す



<目次抜粋>

- 地域共生社会と包括的な支援体制が目指すもの
- 個別支援は、どう変わるべきか
- 地域づくりとは、何をすることか
- 市町村行政に求められる変革
- 包括的な支援体制の整備に重層事業をどう活用するか

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援	【介護】 地域包括支援センターの運営
	ロ		【障害】 障害者相談支援事業
	ハ		【子ども】 利用者支援事業
	ニ		【困窮】 自立相談支援事業
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【介護】 生活支援体制整備事業
	ハ		【障害】 地域活動支援センター事業
	ニ		【子ども】 地域子育て支援拠点事業
			【困窮】 生活困窮者支援等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新
第6号		支援プランの作成（※）	新

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域包括支援センターについて

地域包括支援センターは、市町村が設置主体となり、**保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員**等を配置して、**地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行う**ことにより、その**保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する**ことを目的とする施設（介護保険法第115条の46第1項）

※指定居宅介護支援事業者等の地域の事業者等に一部委託可能

総合相談支援事業

地域の高齢者や家族介護者に対して、**初期段階から継続的・専門的に相談支援**を行い、**地域における様々なサービス等につなげる**。

※指定居宅介護支援事業者の一部委託可能

第一号介護予防支援事業 (介護予防ケアマネジメント)

要支援者等が、介護予防・日常生活支援を目的とした活動をその選択に基づき行えるよう支援する。

指定介護予防支援

※指定居宅介護支援事業者が直接指定を受けて、又はセンターから一部委託を受けて実施することが可能

包括的支援事業の実施



全国で**5,431**か所

包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

個々の介護支援専門員への支援、介護予防サービスの検証等を通して、地域における高齢者の自立支援・介護予防を推進する。

地域ケア会議の実施

地域の関係者による、**地域づくりや政策形成**の場

地域包括支援ネットワーク

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、ボランティア、自立相談支援機関、障害福祉サービスに関する相談窓口、都道府県労働局（介護休業・介護休暇等に関する相談など）など地域のさまざまな関係者と連携する。

現行の相談体制の概略（障害者支援）

相談支援事業名等	配置される人員	業務内容	実施状況等
基幹相談支援センター	定めなし 《地活要綱例示》 主任相談支援専門員 相談支援専門員 社会福祉士 精神保健福祉士 保健師 等	● 総合的・専門的な相談の実施（基幹相談支援センター機能強化事業） ● 地域の相談支援体制強化の取組 ・地域の相談事業者への専門的な助言等 ・人材育成 ・地域の相談機関との連携強化 ・事例の検証 ● 地域移行・地域定着の促進の取組 ※権利擁護・虐待防止（虐待防止センターの受託）	■ 1,741市町村中 778市町村（R2.4）45% 873市町村（R3.4）50% 928市町村（R4.4）53% 973市町村（R5.4）56% ※箇所数は1,215ヶ所（R5.4）
障害者相談支援事業 実施主体：市町村 →指定特定相談支援事業者、 指定一般相談支援事業者への 委託可	定めなし	● 福祉サービスの利用援助（情報提供、相談等） ● 社会資源を活用するための支援（各種支援施策に関する助言・指導） ● 社会生活力を高めるための支援 ● ピアカウンセリング ● 権利擁護のために必要な援助 ● 専門機関の紹介 等	■ 全部又は一部を委託 1,564市町村（90%） ■ 単独市町村で実施 1,052市町村（60%） ※R5.4時点 ※全市町村が実施 （地域生活支援事業必須事業）
指定特定相談支援事業所 指定障害児相談支援事業所	専従の相談支援専門員 （業務に支障なければ兼務可）、管理者	● 基本相談支援 ● 計画相談支援等 ・サービス利用支援 ・継続サービス利用支援 ※機能強化型報酬を算定する場合は24時間対応及び困難事例への対応等を行う場合あり	■ 10,563ヶ所（R2.4）23,729人 11,050ヶ所（R3.4）25,067人 11,472ヶ所（R4.4）26,028人 11,846ヶ所（R5.4）27,028人 ※障害者相談支援事業受託事業所数 2,134ヶ所（18%）
指定一般相談支援事業所	専従の指定地域移行支援従事者（兼務可）、うち1以上は相談支援専門員、管理者	● 基本相談支援 ● 地域相談支援等 ・地域移行支援 ・地域定着支援	■ 3,551ヶ所（R2.4） 3,543ヶ所（R3.4） 3,671ヶ所（R4.4） 3,861ヶ所（R5.4）

利用者支援事業（子育て支援）

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞

令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数）※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う。

2. 施策の内容

基本型

○「利用者支援」と「地域連携」の2つの柱で構成。

【利用者支援】→**当事者の目線に立った、寄り添い型の支援**

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行う。

【地域連携】→**地域における、子育て支援のネットワークに基づく支援**

利用者が必要とする支援につながるよう、地域の関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成や、地域に必要な社会資源の開発等を行う。

※ 令和6年度以降、「地域子育て相談機関」として子育て家庭等と継続的につながりを持ちながら実施する相談・助言や、「こども家庭センター」との連携が上記に含まれる。

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置（基本Ⅲ型を除く）

※子ども・子育て支援に関する事業の一定の実務経験を有する者で、子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（基本型）」の研修を修了した者等

特定型（いわゆる「保育コンシェルジュ」）

○主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行う

《職員配置》専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※子育て支援員基本研修及び専門研修（地域子育て支援コース）の「利用者支援事業（特定型）」の研修を修了している者が望ましい

こども家庭センター型

○旧子育て世代包括支援センター及び旧市区町村子ども家庭総合支援拠点の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する。

《職員配置》

主に母子保健等を担当する保健師等、主に児童福祉（虐待対応を含む）の相談等を担当する子ども家庭支援員等、統括支援員 など

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（2/3）、都道府県（1/6）、市町村（1/6）

○主な補助単価（令和6年度予算）

【基本事業】

基本Ⅰ型	基本Ⅱ型	基本Ⅲ型	特定型	こども家庭センター型
7,730千円	2,433千円	300千円	3,232千円	※職員配置形態等により異なる

【開設準備経費】改修費等 4,000千円 ※基本Ⅲ型を除く

○実施か所数の推移（単位：か所数）※母子保健型はR5まで、こども家庭センター型はR6から

	基本型	特定型	母子保健型	こども家庭センター型	合計
R4年度	1,043	378	1,720	—	3,141
R5年度	1,117	382	1,742	—	3,241

【加算事業】※基本Ⅰ型、Ⅱ型の場合

夜間開所	休日開所	出張相談支援	機能強化取組	多言語対応	特別支援対応	多機能型事業	こども家庭センター連携等加算
1,500千円	807千円	1,105千円	1,999千円	805千円	800千円	3,315千円	300千円

自立相談支援事業

- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析（アセスメント）し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画（プラン）を策定
 - ③ 自立支援計画（プラン）に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。

実施箇所

- ・ 全国**1,381カ所**に設置（福祉事務所設置自治体 907自治体）
- ・ 6割は委託、3割は自治体直営、1割は直営＋委託
（委託のうち8割は社会福祉協議会）

支援体制

- ・ 主任相談支援員、就労支援員、相談支援員を配置
※社会福祉士や精神保健福祉士などの専門資格者を配置している場合もあり。



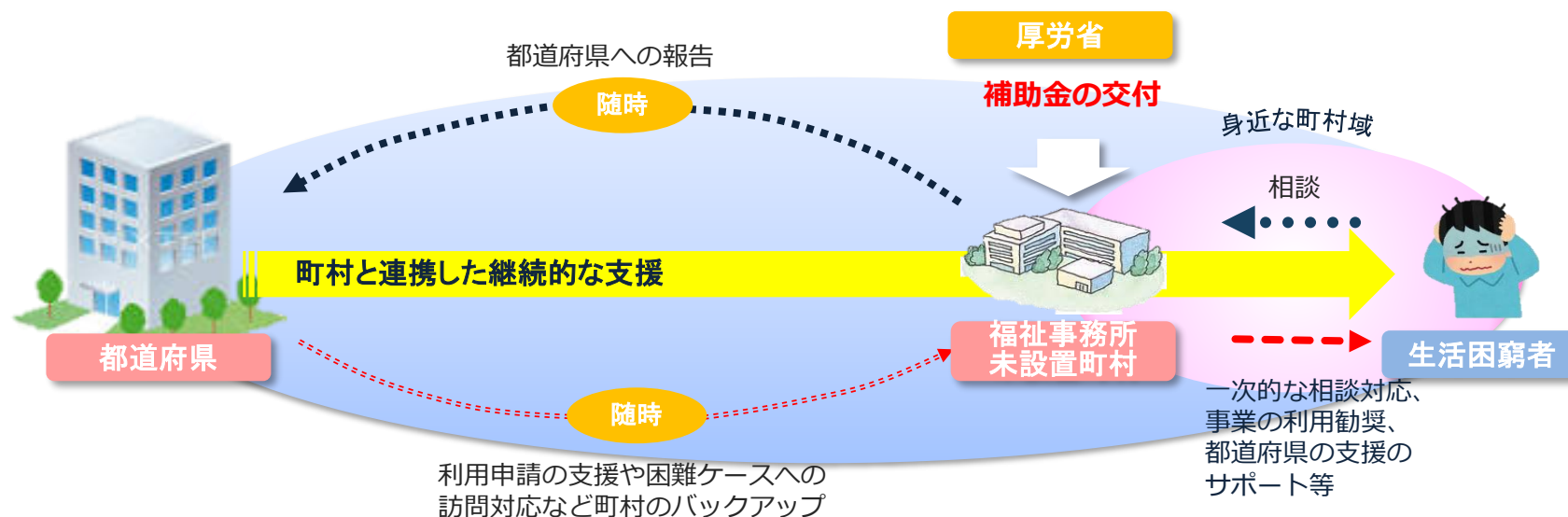
福祉事務所未設置町村による相談の実施（生活困窮者自立支援）

平成30年10月～

事業の概要

- 福祉事務所を設置していない町村部の生活困窮者に対する支援は、都道府県が実施主体として行う仕組みとなっているが、町村が希望する場合には、都道府県のサポートを前提として、町村が生活困窮者からの相談に応じるなど一次的な相談支援を実施。
- 福祉事務所未設置町村は、生活困窮者及び生活困窮者の家族その他の関係者からの相談に応じ、
 - ① 必要な情報の提供及び助言 ② 都道府県との連絡調整 ③ 生活困窮者自立相談支援事業の利用の勧奨 ④ その他必要な援助 等の業務を行うことにより、生活困窮者に身近な行政機関における支援体制の構築を図る。

（参考）都道府県と福祉事務所未設置町村との連携イメージ



期待される効果

- 福祉事務所を設置していない町村においても、町村内の生活困窮者等の状況を踏まえ、相談窓口を設置することが可能となり、住民の相談の利便性が高まることが期待される。

一般介護予防事業

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的として行うものである。
- 機能回復訓練など的高齢者本人へのアプローチだけではなく、地域づくりなど的高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めたバランスのとれたアプローチを行う。
- 年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- リハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進し、介護予防を機能強化する。
- 市町村が主体となり、一般介護予防事業を構成する以下5つの事業のうち必要な事業を組み合わせ、地域の実情に応じて効果的かつ効率的に実施する。

○ 介護予防把握事業

地域の実情に応じて収集した情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、住民主体の介護予防活動へつなげる。

○ 介護予防普及啓発事業

介護予防活動の普及・啓発を行う。

○ 地域介護予防活動支援事業

市町村が介護予防に資すると判断する地域における住民主体の通いの場等の介護予防活動の育成・支援を行う。

○ 一般介護予防事業評価事業

介護保険事業計画に定める目標値の達成状況等の検証を行い、一般介護予防事業の事業評価を行う。

○ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進する。

生活支援体制整備事業について

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置等により、**地域住民に身近な存在である「市町村が中心となって、」「多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築し、地域の支え合いの体制づくりを推進するもの」**である。（地域支援事業実施要綱より）

○ 介護保険法（平成9年法律第123号） （地域支援事業）

第百十五条の四十五（略）

2 市町村は、介護予防・日常生活支援総合事業のほか、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、**地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。**

五 被保険者の地域における自立した日常生活の支援及び要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止に係る体制の整備その他のこれらを促進する事業

（１）生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担い、一体的な活動を推進。

（Ａ）資源開発

- 地域に不足するサービスの創出
- サービスの担い手の養成
- 元気な高齢者などが担い手として活動する場の確保 など

（Ｂ）ネットワーク構築

- 関係者間の情報共有
- サービス提供主体間の連携の体制づくりなど

（Ｃ）ニーズと取組のマッチング

- 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動をマッチングなど

（２）協議体の設置

多様な関係主体間の定期的な情報共有及び連携・協働による取組を推進

生活支援・介護予防サービスの多様な関係主体の参画例

NPO

民間企業

協同組合

ボランティア

社会福祉法人

等

生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）等の標準額

■ 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）

■ 第2層（日常生活圏域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

■ 住民参画・官民連携推進事業 4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数

一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

★このほか、就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）の配置も生活支援体制整備事業として実施可能。

地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築

- 「介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会における議論の中間整理」（令和5年12月7日）等を踏まえ、同事業への多様な主体の参入を促進する観点から、以下の取組を行う。

- ① 市町村が、生活支援体制整備事業を活用し官民連携のための取組を進めることについて、地域支援事業交付金により支援
 - ② 都道府県が、官民連携の場として生活支援体制整備事業プラットフォームを構築する取組について、地域医療介護総合確保基金により支援
 - ③ 国においても、地域づくり加速化事業の一環として、生活支援体制整備事業プラットフォームを構築
- ※ 令和6年度の保険者強化強化中央研修（国立保健医療科学院）において、①～③の取組を支援する研修の充実化を図る。

① 生活支援体制整備事業に係る標準額の増額（市町村）

- 「住民参画・官民連携推進事業」（生活支援コーディネーターがタウンミーティング等を行い、地域の医療・介護関係者、多様な主体（民間企業や多世代の地域住民等）とともに地域課題の洗い出しと解決策の検討を行った上で、民間企業等を活用した地域での生活支援や介護予防活動・社会参加活動・就労的活動に資する事業の企画・立案～実装～運営（モデル的实施を含む）を行う事業）を実施した場合、生活支援体制整備事業に係る標準額の増額（1市町村あたり4,000千円）を認める。

②③ 生活支援体制整備事業プラットフォームの構築（都道府県・国）

- 国・都道府県において、高齢者の介護予防・日常生活支援の活動を通じた地域づくりに取り組む官民の関係団体により構成されるプラットフォームを構築し、市町村や生活支援コーディネーター・協議体の活動と地域の多様な主体との活動をつなげるための広域的支援を行う。

（※）都道府県における生活支援体制整備事業プラットフォーム構築の支援は、地域医療介護総合確保基金（介護人材確保分）の「地域の支え合い・助け合い活動に係る担い手確保事業」の「助け合いによる生活支援の担い手の養成事業（高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する事業）」を活用して実施。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実に向けた検討会におけるの中間整理（抄）（令和5年12月7日）

Ⅱ. 総合事業の充実のための具体的な方策

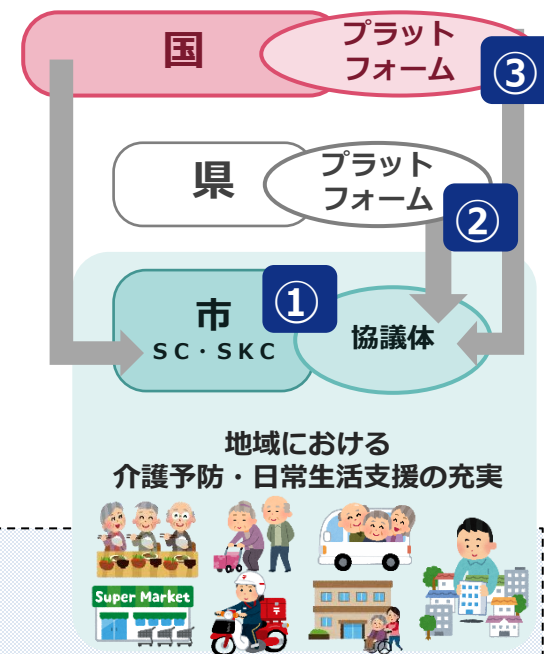
2. 地域の多様な主体が自己の活動の一環として総合事業に取り組みやすくなるための方策の拡充

（地域の多様な主体が総合事業に参画しやすくなる枠組みの構築）

- 民間企業などの地域の多様な主体は、市町村単位などの行政区画を意識して事業を展開しているケースは少なく、市町村やこうした多様な主体をつなげるためのキーパーソンとなる生活支援コーディネーター等との接点も少ない。このため、国や都道府県に生活支援体制整備事業のプラットフォームを構築し、総合事業と民間企業などの地域の多様な主体との接続を促進することが必要である。

- 併せて、生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。その際、生活支援コーディネーターの活動全体に対する評価の考え方や手法についても検討を進めていくことが必要である。

取組イメージ



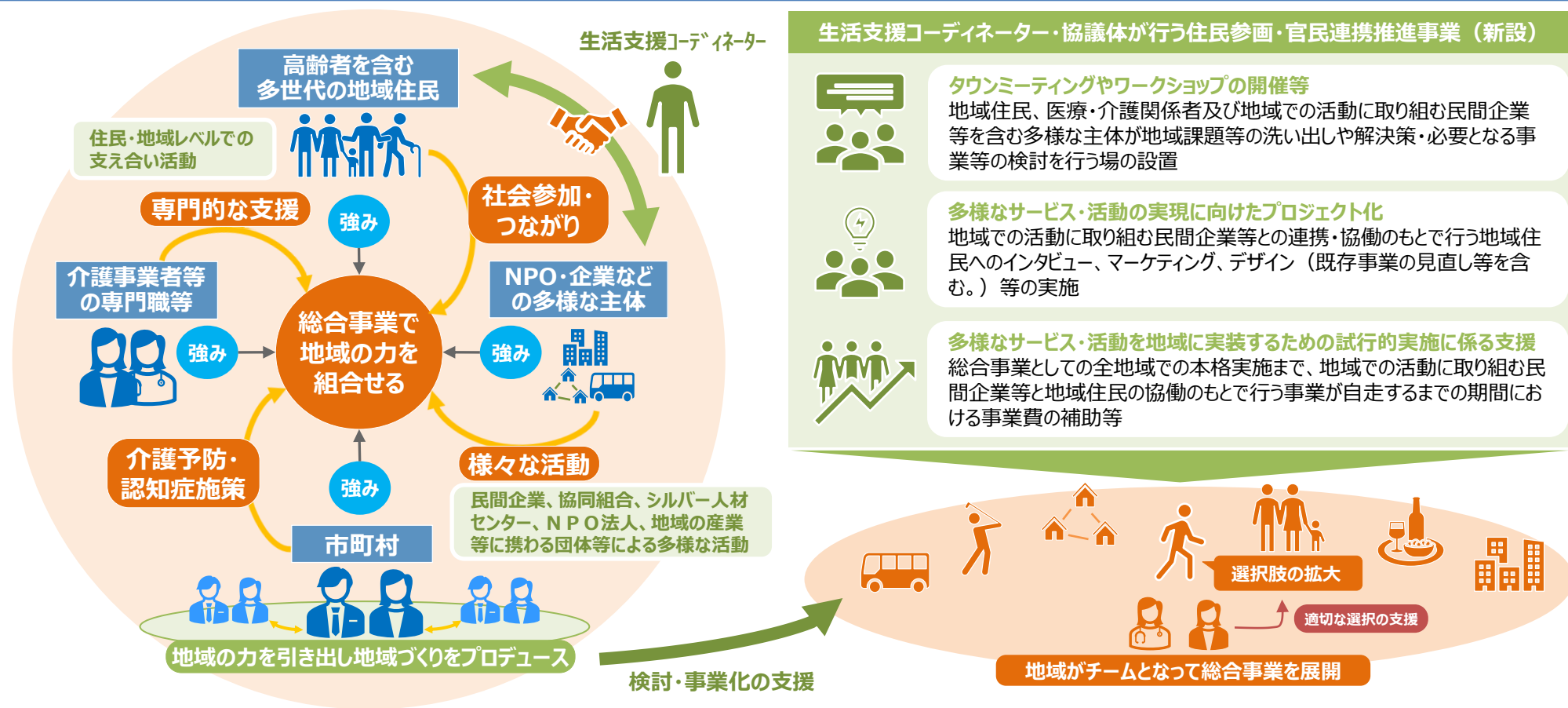
生活支援コーディネーターによる地域住民と地域の多様な主体との連携の推進

(住民参画・官民連携推進事業の創設)

○ 高齢者の目線に立ち、地域で一層の多様なサービス・活動の充実を図るためには、生活支援体制整備事業を活用し、地域住民の関心事項を引き出し、高齢者の日常生活を取り巻く様々な活動とをつなげていくことが重要。

○ このため、生活支援体制整備事業について、住民や地域での活動に取り組む民間企業等とをつなげるための活動についての評価を拡充する。

生活支援体制整備事業の活性化を図るため、生活支援コーディネーターが、その活動や協議体運営を通じ、地域住民の活動とそれ以外の多様な主体の活動とをつなげる活動を評価するなどの検討が必要である。



生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーターの配置・協議体の設置）の標準額

- 第1層（市町村区域） 8,000千円 × 市町村数（※）
- 第2層（中学校区域） 4,000千円 × 日常生活圏域の数

+ 住民参画・官民連携推進事業の実施
4,000千円 × 市町村数（※）

※ 指定都市の場合は行政区の数
一部事務組合及び広域連合の場合は構成市町村の数

地域活動支援センターの概要

根拠: 障害者総合支援法第77条第1項第9号
基準: 地域活動支援センターの設備及び運営に関する
基準(平成18年厚生労働省令)

目的・特徴

- 障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する障害者総合支援法上の施設(法第5条第1項第27号)
- 地域の実情に応じ、市町村がその創意工夫により柔軟な運営、事業の実施が可能

事業内容

基礎的事業として、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を実施

実施主体

市町村、特別区、一部事務組合及び広域連合

設置要件等

- 10人以上の人員が利用できる規模(※ 創作的活動の機会の提供等ができる場所や必要な備品等を整備)
- 施設長1名、指導員2名以上の職員を配置

補助内容

- 基礎的事業については、地方交付税により措置(平成18年度より)
- 手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合には、「地域活動支援センター機能強化事業」(地域生活支援事業費等補助金)として、国庫補助を実施
(国1/2以内、都道府県1/4以内)

施設数等

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
施設数(箇所)	3,038	2,935	2,935	2,849	2,824	2,794
定員数(人)	50,687	48,944	48,703	47,689	47,202	46,780

出典)社会福祉施設等調査
(各年10月1日時点)

地域活動支援センター機能強化事業の概要

概 要

基礎的事業に加え、手厚い人員配置や機能訓練等のサービスを実施するなど、センターの機能強化を図る場合に地域生活支援事業費等補助金により国庫補助を行うもの(国1／2以内、都道府県1／4以内)

事業内容

1 地域活動支援センターⅠ型

【事業内容】精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね20名以上

2 地域活動支援センターⅡ型

【事業内容】雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施

【利用者数】1日あたり概ね15名以上

3 地域活動支援センターⅢ型

【事業内容】地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、引き続き援護事業を実施

【利用者数】1日あたり概ね10名以上

実施市町村数

1,053市町村(令和4年度)

(全市町村1,741のうち60.4%が実施)

※ 令和4年度地域生活支援事業費等補助金実績報告書より集計

地域子育て支援拠点事業

＜子ども・子育て支援交付金（こども家庭庁）＋重層的支援体制整備事業交付金（厚生労働省）＞

令和6年度予算 2,208億円の内数（1,920億円の内数） ※（）内は前年度当初予算額

1. 施策の目的

背景

- ・3歳未満児の約6～7割は家庭で子育て
- ・核家族化、地域のつながりの希薄化
- ・自分の生まれ育った地域以外での子育ての増加
- ・男性の子育てへの関わりが少ない
- ・児童数の減少

課題

- ・子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
- ・子どもの多様な大人・子どもとの関わりの減
- ・地域や必要な支援とつながらない



地域子育て支援拠点の設置

**子育て中の親子が気軽に集い、
相互交流や子育ての不安・悩み
を相談できる
場を提供**



2. 施策の内容

○一般型 公共施設、空き店舗、保育所等に常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施

○連携型 児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施

4つの基本事業

- ①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- ②子育て等に関する相談、援助の実施
- ③地域の子育て関連情報の提供
- ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施



○更なる展開として

- ・地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（一時預かり等）
- ・地域に出向き、出張ひろばを開設
- ・高齢者等の多様な世代との交流、伝統文化や習慣・行事の実施等

➤ 公共施設や保育所、児童館等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施

➤ NPOなど多様な主体の参画による地域の支え合い、子育て中の当事者による支え合いにより、**地域の子育て力を向上**

3. 実施主体等

○実施主体 市町村（特別区を含む）

○負担割合 国（1/3）、都道府県（1/3）、市町村（1/3）

○主な補助単価（令和6年度予算） ※開設日数等により単価が異なる

【基本事業】・一般型 8,714千円（5日型、常勤職員を配置の場合）
9,739千円（6日型、常勤職員を配置の場合）
（新設）10,772千円（7日型、常勤職員を配置の場合）
→現行の「6～7日型」単価を見直し「7日型」を創設

・連携型 3,257千円（5～7日型の場合）

【加算事業】・子育て支援活動の展開を図る取組（一時預かり等）
3,247千円（一般型（5日型）で実施した場合）

・地域支援加算1,592千円

・特別支援対応加算1,111千円

・育児参加促進講習休日実施加算 425千円

【開設準備経費】（1）改修費等 4,000千円

（2）礼金及び賃借料（開設前月分）600千円

○実施か所数の推移（単位：か所数）

R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
7,578	7,735	7,856	7,970	8,016

地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村（特別区を含む。） （社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可）	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組（加算） 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して別途加算を行う ・出張ひろばの実施（加算） 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施（加算）※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすいよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施（加算） 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施 ・配慮が必要な子育て家庭等への支援（加算） 配慮が必要な子育て家庭等の状況に対応した交流の場の提供等ができるよう、専門的な知識等を有する職員を配置等した場合に加算を行う。 ・研修代替職員配置（加算） 職員が研修に参加した際、代替職員を配置した場合に加算を行う ・育児参加促進講習の休日実施（加算） 両親等が共に参加しやすいよう休日に育児参加促進に関する講習会を実施した場合に加算を行う
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（2名以上）	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者（1名以上）に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6日、週7日／1日5時間以上	週3～4日、週5～7日／1日3時間以上

生活困窮者支援等のための地域づくり事業

- 住民が抱える課題は複雑化・複合化しており、従来の属性ごとの支援体制では「制度の狭間」のニーズへの対応が困難になっている。また、人と人との関係性や「つながり」が希薄化する中、孤独・孤立の問題が一層深刻化している。
- このような状況を踏まえて、地域におけるつながりの中で、住民の多様なニーズに柔軟に対応できるよう、①課題を抱える者の早期発見や地域のニーズの把握、②住民主体の活動支援、③世代や属性を問わず住民同士が関わることができる居場所づくり、④多様な担い手が連携する仕組みづくりの取組、⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策を進めることで、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉を推進する。

【事業内容】

- ①地域住民のニーズ・生活課題の把握
- ②住民主体の活動支援・情報発信等
- ③地域コミュニティを形成する「居場所づくり」
- ④行政や地域住民、NPO等の地域づくりの担い手がつながるプラットフォームの展開
- ⑤地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

【実施主体】

市町村(管内市町村の取組を総合的に調整する場合は都道府県も可)

【負担割合】

- ①～④：国 1 / 2、実施主体 1 / 2
- ⑤：国 1 / 2、都道府県 1 / 4、市町村 1 / 4

※地域の実情に応じて、1つまたは複数の事業を実施する

【事業イメージ】

ニーズの把握

住民活動の活性化

多様な社会資源の連携

1. 地域住民のニーズ・生活課題の把握

→「困りごと」を抱える方の早期発見や地域のニーズの把握を行う。



早期発見・把握

2. 住民主体の活動支援・情報発信等

→学生や定年退職後の方など地域の住民が主体的に活動しやすい環境を整える。



3. 世代や属性を問わない地域コミュニティ形成に向けた「居場所づくり」

→世代や属性を問わない、新たな住民同士の関わりを促す



4. 多様な担い手がつながるプラットフォームの展開

→多様な社会資源が、地域における課題や学び、地域の資源などを共有し、新たな気付きを得て地域に還元する

参画・還元

5. 地域の実情や課題に応じた民生委員の担い手確保対策

→地方自治体が創意工夫を凝らして実施する民生委員の「業務負担の軽減」・「理解度の向上」・「多様な世代の参画」に資する事業を実施する